

平成22年第3回竜王町議会定例会（第3号）

平成22年9月24日

午後1時00分開議

於 議 場

1 議 事 日 程（3日目）

日程第 1 一般質問

一 般 質 問

- 1 公共建物および道路などの補修について……………蔵口嘉寿男議員
- 2 経済発展なくして、財政再建なし……………山添勝之議員
- 3 希望が丘（旧大丸企業）の下水道について……………山添勝之議員
- 4 幼稚園教育について……………山添勝之議員
- 5 人口増に向けた竜王インター周辺の開発について……………貴多正幸議員
- 6 竜王町民生委員児童委員協議会の行政による直轄所管化について
……………小森重剛議員
- 7 全町ほ場整備事業で施工された構造物の保全修理について……………小森重剛議員
- 8 非正規常勤職員の待遇改善を……………若井敏子議員
- 9 地域経済活性化のための中小企業振興条例の制定を……………若井敏子議員
- 10 子宮頸がん予防に補助を……………若井敏子議員
- 11 デジタル完全移行に課題はないか……………若井敏子議員
- 12 住民要望にどうこたえるか……………若井敏子議員
- 13 若者の定住促進について……………山田義明議員
- 14 防犯・交通対策強化のため駐在所を交番に……………岡山富男議員
- 15 町内に住宅推進を……………岡山富男議員
- 16 発達障がいの子どもたちへの支援を……………岡山富男議員

2 会議に出席した議員（12名）

1番	蔵口嘉寿男	2番	貴多正幸
3番	圖司重夫	4番	村田通男
5番	山田義明	6番	山添勝之
7番	菱田三男	8番	若井敏子
9番	岡山富男	10番	小森重剛
11番	大橋弘	12番	寺島健一

3 会議に欠席した議員（なし）

4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	竹山秀雄	副	町	長	青木進															
教	育	長	岡谷ふさ子	会	計	管	理	者	布施九藏												
総	務	政	策	主	監	川	部	治	夫	住	民	福	祉	主	監	兼	山	添	登	代	一
産	業	建	設	主	監	小	西	久	次	健	康	推	進	課	長	松	瀬	徳	之	助	
政	策	推	進	課	長	杼	木	栄	司	総	務	課	長	若	井	政	彦				
住	民	税	務	課	長	田	中	秀	樹	生	活	安	全	課	長	吉	田	淳	子		
産	業	振	興	課	長	兼	井	口	和	人	福	祉	課	長	村	井	耕	一			
農	業	委	員	会	事	務	局	長	赤	佐	九	彦	学	務	課	長	富	長	宗	生	
教	育	次	長	兼	赤	佐	九	彦	学	務	課	長	富	長	宗	生					
生	涯	学	習	課	長	赤	佐	九	彦	学	務	課	長	富	長	宗	生				

5 職務のため議場に出席した者

議	会	事	務	局	長	福	山	忠	雄	書	記	古	株	三	容	子
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

開議 午後1時00分

○議長（寺島健一） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、12人であります。よって、定足数に達していますので、これより平成22年第3回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより、議事に入ります。

~~~~~○~~~~~

## 日程第 1 一般質問

○議長（寺島健一） 日程第1 一般質問を行います。

質問および答弁は、簡単明瞭に要旨のみ願います。発言通告書が先に提出されておりますので、これに従い質問をお願いします。

それでは、1番、蔵口嘉寿男議員。

○1番（蔵口嘉寿男） 私は、今議会において公共建物および道路などの補修について質問をいたします。

竜王町の財政は歳入財源が年々減少し、公債費の増嵩により一段と硬直化した財政状況が続いております。この影響を受けて、年度当初の予算に必要とされる施設や道路の補修予算が見積もられておらず、公共施設の管理が先送りされていることは確かです。

政府の緊急経済対策等で、公民館・学校などの施設が部分的には補修に手がついていることは事実ですが、それ以上に施設の補修を必要とする箇所が目立っています。特に、妹背の里、学校体育館の屋根の補修および道路の舗装補修や維持管理などは、補修を遅らせるほど補修費用が高くなり、適正な時期に補修が行われることが大切です。公共建物の補修を箇所付けをして、少額であっても当初予算から計上できないのか、また、年次的な補修計画があるのか、お尋ねいたします。

さらに、道路の舗装補修および道路の維持管理は町民生活に直結する緊急性があり、あわせて交通安全に通ずる施策でありますので、年間における必要額を当初予算から確保すべきだと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

○議長（寺島健一） 松瀬総務課長。

○総務課長（松瀬徳之助） 蔵口嘉寿男議員さんの「公共の建物および道路などの補修について」のご質問にお答えいたします。

議員ご質問の第1点目、補修費用は当初予算に計上できないかとお尋ねでございますが、当初予算には、当該年度に見込まれる一切の歳入歳出を計上することとされておりますので、額の大小に関わらず、予算編成時に緊急性等を見極めながら計上させていただいているところでございます。

続きまして、ご質問の第2点目、年次的な補修計画があるのかとお尋ねでございますが、特に多額な費用を要する改修等につきましては、建設計画を策定しております。この年次計画に基づき予算化を図っております。

本町におきましては、これまで住民福祉や生活利便性の向上と安心・安全の実現に向けて、道路整備事業や上下水道施設整備等ライフラインの整備推進に努め、また、所得向上や暮らしの豊かさ、教育の充実を目指して、全町ほ場整備事業・都市公園整備事業・学校整備事業等、多くのハード整備を他市町以上に積極的に行ってまいりました。

これらの施設整備は、住民皆様が健康で文化的に暮らしていただくための一助となってきたものと考えております一方で、これらの施設の維持管理に伴う修繕や改修があわせて発生することとなります。昨年度からは、急速な景気の落ち込みにより、本町においても税収が大きく減少することとなり、財政運営全般に影響を及ぼすこととなり、施設修繕計画を含め建設計画での事業実施年度を見直させていただいたところでございます。

また、道路の舗装補修および維持管理につきましては、毎年、当初予算に枠配分として、少額ではありますが計上し、施設の応急的な維持管理に努めさせていただいております。

今後における対策といたしましては、施設によって、その特殊な構造等により多額の修繕費を要することが想定されますが、修繕等に要する必要経費の予算化が、その時の景気の動向によって左右されないように、計画的な財源確保を図るため、例えば、改修を目的とした新たな基金を設置し、一定の基準に従って積立てて、今後想定される施設改修、また突発的に発生する改修の経費に充当する等の手法も検討していきたいと考えておりますので、議員におかれましても、ご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、蔵口議員さんの質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 1番、蔵口議員。

○1番（蔵口嘉寿男） 極めて簡単にお答えいただきましたが、私、竜王小学校の低学年棟のトイレについて、過去質問いたしました。その当時については大規模

改修の平成23年度以後というような、私が当時質問させてもらったときからいたしますと4年ほど経たなければ改修ができないというふうなお答えであったわけでございます。

やはり、補修とか維持補修については、必要に迫れば早期に、財源がなくても実施していただかなくてはならないと思います。道路であっても然るべきだと思うわけでございます。

そこでお尋ねいたしますが、教育委員会に学校体育館の屋根も相当補修が必要かと思いますが、これについては大規模改修の対象になるのか、まずお尋ねしたいと思います。

それから、建設水道課の方にお尋ねをいたしますが、平成21年度一般会計の決算報告書によりますと、橋梁の点検調査業務を実施されました。その中で、15メートル以上の橋梁が15橋ありまして、「構造部材に損傷があり、新たな対応が望まれる」が1橋、「主部材に要補修箇所があり、できるだけ早い補修工事が望まれる」7橋、合わせて8橋、15メートル未満の橋梁58橋のうち、「構造に損傷があり早期な対応が望まれる」3橋、「主要部材に要補修箇所があり、できるだけ早い補修工事が望まれる」14橋と合わせますと、25橋が「早期な対応」あるいは「できるだけ早い補修工事が望まれる」となっているわけですが、これらについてどのような補修をされるお考えか、お尋ねいたします。

**○議長（寺島健一）** 赤佐教育次長。

**○教育次長（赤佐九彦）** 蔵口議員さんの再問で、小学校の体育館の屋根の補修計画、このことが大規模改修の中で行えるかどうかと、このような趣旨のご質問をいただきました。

現在、大規模改修、竜王小学校につきましても、23年度に実施設計を行い、翌24年度・25年度にそのことに当たっている計画を持っております。その中では、残念ながら竜王小学校の体育館までは見込んでおりません。と申しますのは、中学校の体育館の方がかなりまた屋根が老朽しておりますので、小学校に続いて中学校の体育館を先にしていくというような予定をしておりますので、竜王小学校の体育館については、一応、現時点では26年度ぐらいを計画年度として考えております。

それから、西小学校もというお尋ねだと思いますが、26年を竜王小学校で考えておりますと、それ以降の27年度ぐらいが次の西小学校になるというようなことになると思いますが、これらはいずれも再度、財政上の理由もございませぬ

で、建設計画の中で十分年度を見極め対応をしていく必要があると考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（寺島健一） 村井建設水道課長。

○建設水道課長（村井耕一） ただいま蔵口議員さんの方から橋梁の点検および改修等のご質問がございましたので、お答えさせていただきます。

橋梁の長寿命化点検業務を現在させていただいておるところでございますが、相当、1橋の改修につきましても事業費がかさむということから、国費等の補助をいただく計画を持っております。これによりますと、今後それぞれの認定を受けながら、国土交通省の方へ申請をあげ、25年以降となると思えますけれども、採択されれば補助の対象橋梁になってくるというものでございますので、また町の建設計画等にもあげさせていただきながら整備を図っていききたいと、こういうように考えております。以上でございます。

○議長（寺島健一） 1番、蔵口議員。

○1番（蔵口嘉寿男） 先ほど建設水道課長からお答えいただいたのですが、まずもって、橋梁点検調査の「早期に対応が望まれる」というもののスパンはどのぐらいのことを考えておられるのか。「できるだけ早い補修工事が望まれる」というスパンは、どのぐらいで考えておられるのかということでございますし、あわせて平成25年度からということでございますが、もう少し、国の要望も含めて積極的にされて、年度が1年でも早くなならないのかということについて、再度お尋ねいたします。

○議長（寺島健一） 村井建設水道課長。

○建設水道課長（村井耕一） 早期改修の部分でございますけれども、このプランにつきましては、先ほども申し上げましたように、国土交通省のこの事業の採択が25年以降というようにされておりますので、25年以降となると考えております。以上です。

（「違う。『早期に対応が望まれる橋』は何年スパンまでが限度で、『できるだけ早い補修工事』は何年までがという、0年から何年というスパンを聞いているわけ。取り組んでもらうのは25年度以降という答えを聞いているわけではない。」との蔵口議員の発言あり）

ただいまのご質問でございますけれども、スパン、0年から何年の間に直すべきかというご質問だと思うのですが、早いものであれば25年以降からもうす

ぐにでもかかるような計画を持っていきたいなど、このようには思っております。

○議長（寺島健一） 次に、6番、山添勝之議員。

○6番（山添勝之） まず第1問目、質問をさせていただきます。「経済発展なくして、財政再建なし」。

竹山町長就任以来2年が経過し、今後、すべての政策に「らしさ」の手腕が発揮されることを期待するものでございます。三井アウトレットの開店や中心核としての平和堂の誘致等は、従前より引き継いで完成を迎え、また完成に向けた遂行事業でございます。町長の任期の後半に入って、町長が言明されておられました「民間の手法」でもって、財政の再建を願いたいものでございます。

町長のことで、庁外（役場外）のブレントラストを配されておられるものと拝察申し上げますが、町長選挙時のマニフェストの最初にあげておられます「財政の充実」を必ず実行していただきたいと思っております。企業立地促進法における固定資産税の特例措置を最大限に活用した政策を望むものでございます。

1つ、民間進出を促す公共投資を行うことについて。2つ、中心核としての機能の充実と具体性、継続性について。以上の件について、詳しく実例をあげて実現可能な施策をお示しいただきとう存じます。よろしく願いいたします。

○議長（寺島健一） 杼木政策推進課長。

○政策推進課長（杼木栄司） 山添勝之議員さんの「経済発展なくして、財政再建なし」についてのご質問について、お答えいたします。

まず1点目の、固定資産税の特例に関する条例の上程に関連しまして、「民間進出を促す公共投資を行うこと」についての考えでございますが、民間企業が投資を行うに際して、当然のことながら、複数の候補地を比較検討し、最終的に最適な立地環境の場所を選びます。この際に、単純に助成金の額の大小だけではなく、優遇措置を設けているのと、設けていないのでは、地元の熱意という意味で社内的な判断を下すうえでは、大きな違いが出てくると伺っております。

これまで竜王町は、こうした大きな経済波及効果を期待できる大手企業の進出意欲に応え、後押しをすることを基本的に念頭に置いた優遇措置は持っておりませんでした。こうした中で（仮称）竜王岡屋工業団地の整備計画が進み、また一方では、長年工場建設が滞っております雪国まいたけの事案があります。このことから、いよいよ（仮称）竜王岡屋工業団地へ優良企業を誘導し、雪国まいたけの工場建設を促すために、新しい優遇制度が必要と判断し、今議会に上程させて

いただいているところでございます。

今回は、国の法律に基づいて町が策定した計画に沿って、進出いただける企業に絞った優遇措置としており、しっかりと町の財政充実につながるような優良企業を誘致することにつなげていきたいと考えております。また、こうした取り組みで有力な工業が立地した暁には、地元の特徴である農業や中小の商工業との連携を模索し、まさに農商工連携による経済波及効果を実現することで、バランスのよい産業構造を目指してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の「中心核としての機能の充実と具体性・継続性について」でございますが、現場の方では、現在ご承知のとおり、公民館コンバージョン事業ならびに商業施設店舗建築に着手いたしており、来春には開館・開店の運びとなってきております。

ご質問の点につきましては、山添議員から本年3月議会にご質問いただきました「町と商業事業者はもとより、タウンセンターエリア全体の共存共栄のための対策・対応」かと存じます。その際にもお答え申し上げましたように、タウンセンターは、商業機能を含めさまざまな機能が集積することになりますが、機能個々の魅力を高めるだけでなく、一体的に魅力を高めることが非常に重要な戦略であります。そのための、立地される商業施設事業者や行政、その他の施設管理者によるアイデアだけでなく、関係する組織・団体なども加わり、タウンセンターエリア全体が有効に相乗効果を高めていける連携・運営のための協議の場などの設置等の取り組みを申し上げたところでございます。

現時点では、そのような場の設置までは至っておりませんので、具体的に展開されるメニューまではございませんが、いよいよ2つの施設の改修建築工事が始まり、特に、商業施設においては店舗運営責任者（店長）も配置されましたことから、開館・開店時期を見据えまして、具体的な協議を進めていきたいと考えております。その中で、相互連携・総合的な事業の展開や、町の思いも反映していただけるような店舗運営等を要請してまいりたいと思っております。

また、商業施設事業者においては、町の商工会への加入も前向きに検討いただいておりますことから、商業施設事業者・商工会が新たにビジネスパートナーとなり、継続的に、この地域経済や産業の振興を図っていただけるものと期待をいたしております。

以上、山添議員さんからの地域経済の振興に視点を置かれました2点の質問への回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 6番、山添議員。

○6番（山添勝之） 今、杼木課長から答弁をいただいたわけですが、私が言わんとするところは、要は、町長はどう考えているのかということなんです。今、課長の方からは、町としての考え方であるのは事実です。ありましようけども、町長がどう思っているのかということをお願いしたいと、このように聞いているわけです。

ここに町長の2年前の選挙時のマニフェストが手元にありますけども、この1番目に「財政を充実させ、揺るぎのない不動のまち竜王を樹立」と。その中に「支出面を総点検して財政を再建する。大幅黒字化をさせて早期に借金を返済」と、このようにお書きでございまして、いわゆる支出面のことだけしか書いてないわけです。私は、要は収入面の方、そちらをどうするのかということをお聞きしたいということで、その中でこの「経済発展なくして、財政再建なし」というタイトルを付けて、ここに2つの問題を提起して、こういうことに対しての町長の考え方、これから向かっていこうとする、その方針、そういうことを私はお聞きしたかったわけでございます。

いろいろ、この話、私はこれを次の質問にさせていただくのですが、要は、マニフェストでこのようにうたっておられるのですが、しかし、現実として、先ほど言いましたが、収入面をどうしていくのかということら辺が答えが出ておりませんので、町長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 山添勝之議員さんの「経済発展なくして、財政再建なし」というご質問に対して、お答え申し上げます。これは確か昨年だったと思いますが、議員から、「欲少なく足るを知る、足るを知りて分に案ず」という格言をこの本会議で頂戴いたしました。私は、この言葉の中に、まさに財政再建への大きな要素だということで、すぐに覚えさせていただいたところでございます。

就任させていただきましてより、景気変動は水面下での変動と申し上げても過言でないと存じます。そういった中で税収の伸びが期待できない中、やはり出ていくもの（歳出）を先に見直さざるを得ないということを何度かお伝えしてまいりましたし、今もそういったことで皆さんにお伝えをしているところでございます。

今年度の予算編成におきまして、町民の皆さんにご辛抱いただくべく予算面で

の削減を実施いたしました。この年度末にはこの効果が必ずや出てまいるものという具合に考えておりますし、税収の状況とあわせて間違いのない行政経営を進めてまいることが、今私に課せられた町民の皆さんへの責任であろうかという具合に認識をいたしております。

さらに私は、町の財政状況をよく承知し、予算執行に当たる者（幹部）が私と同じ次元で事に当たらねば、これは財政の健全化へはなかなか進んで行けないものという具合に考えておまして。現在の町役場内の幹部職員こそが、財政健全化への私のブレーンであるということをお伝え申し上げておきたいと存じます。

竜王町は、三井アウトレットパーク滋賀竜王の開業、町内機械企業の会社統合、あるいは平和堂の開店、続いて県有地の開発と、経済面での明るさを手にすることができているところでございます。もちろん、収入面も期待したいところでございますが、やはり大切なことは、まずスリムな体質に向かうべく着実に取り組まないといけないということであろうかと存じます。

私は、「改革なくして前進なし」の元総理の言葉に重きを置きたいという具合に考えているところでございます。今後におきましても、竜王町におきましては財政の面で収入増が図れる、いいニュースもございまして、議員皆様方にはこういったことをあわせて、さらなるご指導とご鞭撻、またご助言いただきたいという具合に思うところでございます。以上をもって、回答とさせていただきますと存じます。

○議長（寺島健一） 6番、山添議員。

○6番（山添勝之） 骨子を聞いたわけでございますけども、1つ私、提案ではないのですが、これに対してまたお答えをいただきたいと思っておりますけども、我が町にはありがたいことに大きな、日本でも屈指の大企業がございまして。しかし、私はこの間、過日のテレビニュースでスズキ自動車の企業誘致のことで、企業側の都合によって企業立地が見送られたと、円高とかそういう国内での事情によって、工場建設が困難になったためという報道がございました。それをテレビで見ていたのですが、それが即、何か我が竜王でも当てはまってしまうのだろうか、非常に心配した、そのように思っていたわけです。

ところが、私はそれを聞いていて、そのまちの、町か市だったか忘れましたが、トップが、スズキとともに発達してきたそのトップが、あまりにもおごりがあつたのではないかと、居ってくれて当たり前、そのまちに収入があつて当たり前と、なんかそういう気持ちがあつたのではないかと。ということは、我が町において

も、D社が居てくれて当たり前と、そういうことにはならないだろうなということ  
を非常に懸念するところでございます。

過日、ちょっとある方から聞いたのですが、D社の本社がある池田市の市長さん  
は、D社のトップと毎日のようにお会いになっておられると。しかも、行政側  
から会社の方へトップがお出向きになって会われておられると、そのように聞いて  
おります。これはどういうことか。行政はふんぞり返ってはいだめなんです  
よ。やっぱり、そういう大手は特に、こちらから頭を下げるなり、対等でもいい  
のですけども、とにかくディスカッションすること、そういうことが非常に大事  
ではないかと思うのです。

そこで町長、私の提言、池田市まで毎日通えとは言いません。週に1回でもい  
いから、相手の社長のところに会いに行き、人間関係を、たぶんやっておられ  
ると思うのですけれども、なお一層そういうことに力を尽くしていただいて、竜  
王町とD社、これはいつまでも仲がいいよ、いつまでも手をつないでいけると、  
こういうところをやっぱり町長自ら、いわゆるトップセールスをしていただきた  
い。それが週に1回でも無理ならば、逆に今の滋賀工場でも工場長に会って、何  
回か行っておられると思うのですが、定期的にお会いになられて、そういうヒュー  
マンリレーション、それを持つことが非常に大事なのではないかなと思うので  
す。そうすることによって、この今の財政厳しい折り、ひょっとしたら九州へ行  
ってしまわんとも限らんような、九州は見せてもらいましたのでよく分かってお  
りますけども、本当に立派なところでした、そういうところに、言葉は悪いです  
けども、取られないようにするにはどうしたらいいか、そういう竜王町としてお  
ごりというのは絶対だめだと、そのように私は考えるわけです。そういうことを  
してくださいという要望だけではないのですが、こういう私のこの発言に対して、  
町長、いかがですか。どのようにお考えいただけますでしょうか。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 山添議員さんから、町の財政を思つての本当に心温まるご提言  
をいただいたと思います。

私は、以前怒られたことがあるのですが、やはり町内の企業さん、町内で  
事業をなさってくださっている皆さんは、やはり町とともに歩む共同体である  
ということをお伝え申し上げました。今もその気持ちは変わりませんし、以前より  
この厳しい時にありまして、より重要な要素ではないかなという具合に考えてお  
ります。したがいまして、できる限りコミュニケーションを図りながら、世の流

れに合わせた対応が竜王町としても的確にできるように、臨機に応じられるようにしてまいりたい、まいらなければならないということかと存じますので、こういった面では、また先ほど申し上げましたように、さらなるご指導をいただきたい、ご助言をいただきたいということでございます。よろしくお願いを申し上げまして、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 次の質問に移ってください。6番、山添議員。

○6番（山添勝之） 次に進みます。希望が丘（旧大丸企業）の下水道について。

当地域住民の永年の希望である下水道が、いまだに完成に至らずであります。以前にもこの件について、再三再四にわたり現状について確認を入れていたわけですが、法的呪縛感に遭ったごとく、完成できない言葉を聞くばかりでした。今回も住民さんの方から強い要望がありましたので、質問させていただきますので、執行部の誠意あるご回答をお願いいたします。

○議長（寺島健一） 村井建設水道課長。

○建設水道課長（村井耕一） 山添勝之議員さんからの「希望が丘（旧大丸企業）の下水道について」のご質問にお答えいたします。

本町の公共下水道整備工事につきましては、議員ご高承のとおり、昭和61年12月に都市計画決定を受け、昭和62年8月から山之上土地先において工事を着手して以来、今日まで24年余りの年月をもって、町内の面整備工事につきましてはほぼ完了してまいったところでございます。

議員仰せの、希望が丘（旧大丸企業）の住宅団地の下水道整備工事の計画をするにあたりまして、下水道管渠埋設の同意を得るため団地内道路の所有者調査を行いましたところ、下水道管渠の埋設を予定いたします団地内道路につきましては、開発当時の会社名義でありました。

この住宅団地は、昭和45年ごろに株式会社大丸企業によって整備されましたが、昭和54年12月に当該企業は解散されております。さらに、昭和55年2月から清算人による会社継続はされていたようですが、平成元年12月に、当該企業は再び解散されております。団地内道路が開発当時の会社名義であることから、所有者確認を行うため清算人の所在確認をいたしておりますが、会社解散後20数年が経過しており、現在のところ清算人の所在が確認できていない状況であります。

下水道管渠は、通常、公有地である公道に埋設し、私有地である道路への埋設につきましては、所有者の承諾をいただき埋設することとなっておりますので、

団地内道路の所有者が確定できていない現状では、下水道管渠の埋設ができない状況にあります。

今後につきましては、竜王町の顧問弁護士に相談する中で、法令に則った下水道管渠埋設にとりかかれる手法等を見出していけるように検討を進めてまいりますので、地域皆様方のご理解とご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。簡単ではありますが、山添議員さんへの回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 6番、山添議員。

**○6番（山添勝之）** 今、答弁をいただきましたけども、その答弁は、毎度毎度、私が聞くたびに同じ答弁をいただいております。

要は、「今後については弁護士と」と、もう前から「今後については弁護士さん」ですよ。それはおかしいではないですか。何かやっぱり、こういう言葉が住民さんの方から出てくる以上、やはり何かとにかく頑張っって手を打たないといけないということじゃないですか。同じ町民なんですから。道路のそこまで下水道管が来ているのですよ。それを、だから私がここに言っているように、「法的呪縛感」という言葉を使っていますけども、まさにそのとおりで、「こうこうこうだから、できません。今後考えます」、誰でも言えることです。そうじゃなしに、何か「こういう手がありますから、それに向かって進みます」というお考えをいただきたいのですが、どうでしょうか。

**○議長（寺島健一）** 村井建設水道課長。

**○建設水道課長（村井耕一）** 山添議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

先ほども答弁させていただきましたように、顧問弁護士と法的なことで相談をさせていただきながら、埋設できる手法等をとっていきたいと、このように考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

**○議長（寺島健一）** 6番、山添議員。

**○6番（山添勝之）** いやいや、納得できないですね。

じゃあ、もう1つお聞きしたいのですが、前から「顧問弁護士と相談して」と、顧問弁護士と相談されるのは今回初めてになるのですか。前から聞いている言葉なんですけども、以前はなかったのですか。そして、あったとすれば、あったその経過はどうなっているのですか。我々は報告は受けていません。「弁護士とこのようにしました」という報告は受けておりません。だからこういう質問が出てくるわけなんですけども。

その1件と、それともう1つ最後に聞きたい。要は、いつできるのかと。住民

さんにとったらそれが大事なんですよ。「来年できるのですよ。来年まで待ってください」と言えるのかどうか。課長、どうですか。主監、お願いします。

○議長（寺島健一） 小西産業建設主監。

○産業建設主監（小西久次） 山添議員さんの再質問にお答えさせていただきたいと思います。今も、弁護士との相談の中で議会に報告がないではないかというお話でございました。顧問弁護士につきましては、数年前から何度か相談をいたしております。

先ほど申しましたように、会社が存続されていない、そして清算人の居所が不明であるというところから、基本的にはその清算人を見つけ出して法的な措置、これは裁判所への公告等含めまして手続きをしなければならないというふうな手法がございます。このことにつきましては、弁護士からお聞きさせていただきました。ところが、その手続き上、やはり数年かかるということもお聞きしております。

結果的に、いつできるのかというご質問でございますけれども、基本的にその部分が解決しないと、できない。すなわち、あの土地につきましては、道路位置指定の関係で、民間の土地でありまして家は建っておりますけれども、その土地の所有者が今おられないので、そのことにつきまして、その清算人等含めまして、いわゆる法的な措置が済み次第、下水を埋設することができるということでございますので、その手法をもって早急にさせていただきたい。

今申されましたように、何度か弁護士と相談しているわけでございますけれども、そのご意見等も当然、私どもも地元の希望が丘の集落の方へ寄せていただきまして、住民さんの方から直接、大丸企業の周辺の方につきましては、お声もお聞きしております。そういうようなところから、山添議員さんのご質問になったと思っておりますけれども、そのことにつきましても今後努力していきたいと思っておりますので、どうかよろしくご理解いただきたいと思います。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 次の質問をお願いします。6番、山添議員。

○6番（山添勝之） 続きまして、幼稚園教育についてお尋ねします。

教育民生常任委員会の所管事務調査で、竜王幼稚園を視察いたしました。園児達のはつらつとした行動を見て、大変たくましく思ったものです。園長によるパワーポイントでの園教育の説明を受け、前向きな教育方針に感銘を受けたものでございます。

竜王町には2つの幼稚園と1つの保育園がございしますが、教育方針の統一性はあるのでしょうか。別々の園から1つの小学校へ入学した時、子どもたちが戸惑いを受けるのではないかと心配するところがございます。いわゆる「小1ギャップ」というものですね。1園の独自性を大切にする必要はありますが、横の連携もなお一層重要かと思えます。当局のお考えをお伺いいたします。

また、竜王だからこそできること、竜王しかできないことなどを広く町内外に示すことによって、子どもたちのためにも竜王に住みたいと思う方が多く増えるように努力しなければならないと思うところがございます。当局のお考えをお尋ね申し上げます。

○議長（寺島健一） 富長学務課長。

○学務課長（富長宗生） 山添勝之議員さんの「幼稚園と保育園に教育方針の統一性があるのか」というご質問にお答えします。

まず、幼稚園についてであります。幼稚園の教育の目的については、学校教育法第22条に「幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること」と示され、次の第23条には幼稚園教育の目標が記されています。そして、その目的・目標を実現するための具体的な教育課程や保育内容の基準については、同法施行規則第38条の規定に基づき、文部科学大臣が別に公示する「幼稚園教育要領」によるとされています。つまり、すべての幼稚園は「幼稚園教育要領」に基づいて教育がなされているということでもあります。

次に保育園についてであります。児童福祉法第39条の規定に基づき、「保育所は、保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設」と規定され、その保育の内容に関する事項については、児童福祉施設最低基準第35条の規定に基づき、「保育所保育指針による」と、厚生労働省告示で示されています。つまり、すべての保育園は「保育所保育指針」に基づいて保育がなされているということでもあります。

このように、幼稚園と保育園は同じ就学前の子どもを対象としていますが、文部科学省と厚生労働省という別々の所管のもとに、それぞれ別の要領・指針に基づいて保育がなされていることから、議員ご指摘のとおり、小学校教育への円滑な接続という点から、不安や疑問を感じておられる方もおられるのではないかと推察いたします。

幼稚園と保育園とは、その担う役割に違いがあります。特に、保育園は0歳か

ら2歳の乳幼児も保育することから、養護と教育を同時に行う施設であります。しかしながら、幼児の健やかな心身の発達を図るという目的は同じであり、そのことは要領・指針ともうたわれています。特に、教育に関わるねらいおよび内容については、「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」は、全く同じであると言っていいほどに統一性が保持されています。ともに、「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」および「表現」の5領域から構成されていること、そして、それぞれの領域において、子どもが園修了までに身につけることが望まれる心情・意欲・態度などのねらいや、そのねらいの達成のために幼稚園教諭や保育士が指導する内容に違いは見られません。

視察いただいた幼稚園同様に、保育園も教育面においては同様のねらいと内容のもとに日々保育に努められています。また、教育委員会といたしましても、保育園との連携は大切であるとの認識から、その連携強化に努力しております。就学指導委員会をはじめとする各種委員会に保育園も参加してもらい、教員と保育士の意見交流を通し、竜王町全体の教育推進を行っています。

また、幼稚園が小学校と連携した取り組みを行う場合は、必ず保育園にも声をかけ、ともに活動しています。今年6月での竜王小学校と竜王幼稚園の幼小連携の県発表を行った取り組みも、その事前活動の時から保育園児も一緒に参加し活動しました。また、例年、小学校が運動会に5歳児を招待する時は、保育園にも案内しています。

都市部の大きな市町にはできにくいきめ細やかな連携が、竜王町ではできると考えております。今後も、小学校教育への円滑な接続を視野に入れた幼稚園と保育園のこのような交流を、より深め実施していく必要があると考えております。以上、山添勝之議員さんのご質問の回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 6番、山添議員。

○6番（山添勝之） 縷々、詳しい説明をいただきました。ありがとうございます。

私、この間、保育園の先生とお話しする機会がございましたので、ちょっと話をしたのですが、幼稚園の先生は何かにつけてけっこう、言葉は悪いかも分からないけども、そういう時間が取れると、教育を受ける時間が取れるというふうに聞いております。ところが、保育園はやはり、先ほど富長課長の答弁の中にもあったように、0歳児から預かっているという関係もあって、なかなか時間も合わせるのが難しいと。教員同士の同じ教育がなかなか受けられておりませんというような話をお聞きしました。

そこで、教育長にお尋ねしたいと思いますが、今、幼保一体化ということが教育の世界では話題になっているかと思うのです。先の質問で私は、保育園の子どもたちにいろいろな理由で、保育園に行った子と幼稚園に行った子とのギャップがあってはいけないですよというような、小1ギャップというそうなのですが、それでは困るのですよということで、やはり世界的にそういう見直しというのか、されておられるようでございまして、ここにも新聞があるのですが、特に世界ではスウェーデンとかニュージーランドとかカナダのオンタリオ州等は、実際にもう幼保一体教育をやっておられるということです。子どもの責任ではなしに親の責任でそのようにしているのだから、行政がそれをちゃんとしてやらないといけないだろうということで、そういう教育をやっておられるようでございしますが、それはなかなか、新しいことにはまたいろいろな面も出てくるわけですが、我が日本ではまだそこまではいってないかも分かりませんが、その言葉は教育長、ご存知かと思います。幼保一体化ということについて、教育長のお考えをお願いしたいと思います。お尋ね申し上げます。

**○議長（寺島健一）** 岡谷教育長。

**○教育長（岡谷ふさ子）** 山添議員さんの再質問につきまして、お答えさせていただきます。

幼保一体化についてどう考えるかということでございますけれども、これはもう日本におきましては全国的な流れの中で、社会状況の変化の中で、待機児童を減らすという方向のもとに、過去からいろいろと工夫されながら、認定子ども園、また幼稚園というような形でいろいろと試みられてきているところでございます。

幸いなことに、竜王町におきましては、待機児童につきましては、過去はゼロと聞いておりましたが、現在は少しおられるようでございますけれども、これをできるだけなくしていかなければならないと思いますし、そういう社会の流れの中で、就労される方々が非常に増加しているということで、安心して子どもを任せられる、教育できる、そういう幼稚園・保育園をしていくということは非常に重要なことだと考えておまして、今後の国の施策の動きの様子を見ながら、竜王町におきます実態、地方の実態を十分に考えてということでございますので、竜王町の実態、保育園の実態、幼稚園の実態も考えながら進めていきたいと考えております。

国の方が申しておりますのは、法的には幼稚園の教育要領と、それから保育所

の保育指針、先ほど課長が申しました内容でございますが、これを統合して、そして円滑に小学校へつなげるようにということで、小学校学習指導要領との整合性と一貫性を確保した新たな指針を策定していくということでございますので、今後はその指針が策定されましたら、それに則りながら竜王町におきましても進めていくということになろうかと思えます。

実態でございますけれども、実態的には、町内の2つの幼稚園、それから1つの私立の保育園を一体化していくということでございますので、いろいろと課題はございますので、そのあたりのところの準備をしていくことが必要ということが言えますので、今後新たに行政内でそういった検討チームを設けて検討していくということで、既に考えているところでございます。

なお、余談になりますけれども、小学校1年生のギャップというお話が今出ましたけれども、なかなか1年生が落ち着いて学習に取り組めないという状況が全国的にありまして、小学校1年生には加配をつける、あるいは少人数学級を編成するというようなことで対応をされてきたのですけれども、竜王町の実態といたしまして、過日、毎年ございます県教委の訪問の際でございますけれども、1年生の子どもたちが非常に落ち着いて学習に取り組んでいるということで、他の市町とは大変違った様子であるということで、大変、子どもたちの取り組む様子を評価していただきましたところでございますので、一概にそれだけでいいとは言えませんが、いろいろな面でもっともっと、幼稚園の教育の中身も充実し向上させ、また保育園につきましても、教育委員会の所管ではございませんけれども、連携を取りながら、同じ竜王町の子どもでございまして、小学校・中学校と成長していってくれるということを考えました時に、連携を取りながら保育園も充実していくということで、いろいろな会議におきまして双方が出席をしていただく中で進めているところでございます。

そういうことで、山添議員さんのご質問にございましたように、竜王町の教育が大変魅力のあるもの、質の高いものということで、他市町からも来ていただけるような、そういう教育の向上を私自身も日夜目指しておりますので、ぜひ今後ともご支援いただけたらありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（寺島健一） 6番、山添議員。

○6番（山添勝之） ありがとうございます。大変詳しい説明をいただきました。ぜひ、竜王の子どもたちのためにも、また、ひいては竜王町のために頑張っていた

だきたいと思います。以上で終わります。

○議長（寺島健一） 2番、貴多正幸議員。

○2番（貴多正幸） 平成22年第3回定例会一般質問として、私は、人口増に向けた竜王インター周辺の開発について、お伺いしたいと思います。

7月8日に三井アウトレットパーク滋賀竜王がグランドオープンして、早2ヶ月が経ちます。オープン当初は、渋滞等地元への影響が心配されましたが、現在は大きな混乱もなく落ち着きつつあるのではないかと思います。このアウトレットがオープンし、竜王町に対する経済効果も大きく、道の駅やアグリパークが賑わっていることは、一町民として非常に嬉しく思います。

しかしながら、他力本願とも言える現在の盛り上がりが続くとは思えません。今定例会にも竜王町企業立地促進のための固定資産税の特例に関する条例が上程され、町としてもこの機を逃すまいと考えておられるのは理解できませんが、今後の竜王インター周辺の開発について具体的にどのように考えておられるのか、お伺いします。

また、6月10日の議会全員協議会で政策推進課より提出された『第五次総合計画策定にかかる人口フレームの検討状況』の資料を見ても、今後10年間で竜王町の総人口が約1,000人減少することが予測されると記載されています。竜王町は当面の間、単独で町政を行うこととされていますが、いかに素晴らしいまちをつくっても、そこに町民がいなければ、いずれさびれていくのではないのでしょうか。今、全国的に注目されているこのときに、人口増に向けた取り組みをする必要があると考えますが、所見をお伺いします。

○議長（寺島健一） 杼木政策推進課長。

○政策推進課長（杼木栄司） 貴多議員さんからの「人口増に向けた竜王インター周辺の開発について」のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「アウトレットオープンによって賑わっている今の状況を逃すことなく、竜王インター周辺の開発を具体的にどのように考えているか」とのご質問でございますが、既に市街化区域となっております小口工業用地に加えまして、現在、岡屋の県有地とアウトレット南臨時駐車場に利用されています西武所有地、それと西武からの寄付地の町有地16haにつきましては、都市計画の区域区分の見直し作業中であり、年度内の市街化区域編入を目指しているところでございます。

現段階で、小口工業用地につきましては、引き続き、竜王インターに近く開発

手続きの容易な工業地域であることを評価いただける優良企業の進出による造成・工場建設を目指して誘致活動に取り組んでおりますが、アウトレットの影響も考慮し、地元のご理解が得られるならば、他用途への検討も含めサービス産業を加えること、さらに住宅地の隣接地については工業用地という方針も見直すなどの、柔軟な対応も考えられるのではないかと考えております。

次に、岡屋県有地につきましては、県営の工業団地として分譲する方針が決まっており、環境アセスメントも現地調査は来月で終わりますことから、現在上程をしております「固定資産税の特例措置」などの優遇措置もPR・活用しながら、優良企業の誘致を図っていきたいと考えております。

また、アウトレットの臨時駐車場があります小口エリアにつきましては、土地を所有しております民間企業は独自に事業計画を検討しておられますし、町有地16haについても公共的な目的に合致した活用方法を検討中であります。

特にこの町有地では、竜王インターに近いという交通の利便性を活かすことと、公共性のある施設であることを基本に可能性を現在探っております。参考例題といたしまして、アウトレットへの観光客と工業地域への物流車両へのサービス提供に配慮した機能・施設の整備、また、広域をカバーする高度な医療系施設、また、あるいは竜王町の農業や自動車産業の集積を活かした専門的な学校の誘致などが考えられるのではないかと考えております。

いよいよ第五次総合計画の策定も間近に迫っており、具体的な町有地活用の方針についても、しっかりと盛り込んでいきたいと考えております。

次に、2点目の「今、全国的に注目されているこのときに、人口増に向けた取り組みをする必要がある」との部分について、お答えいたします。議員のご質問にもございますとおり、議会全員協議会での説明や『広報りゅうおう6月号』で町民皆様にお知らせいたしました「第五次総合計画の策定に向けた取り組み状況」の記事において、最近の人口推移とそこから予想した将来の人口をお示ししてきました。この中では、近年、竜王町の人口は、少しずつではありますが、減少傾向にあり、特に変動の大きい西山地区の企業の寮を除いて、平成12年と平成21年を比較した場合に、総数で約300人、0歳から14歳までの年少人口では500人、15歳から64歳までの生産年齢人口では100人余りが減少しております。このような状況下における想定では、第五次総合計画の目標年次となる平成32年には、平成21年と比較して、約1,000人の人口減少が予想されます。

一方、アウトレットパークの開業や岡屋地先の県有地を含めた企業立地の可能性など、竜王インターチェンジ周辺の動向とあわせて総合庁舎周辺をタウンセンターエリアとして形成し、平成23年早春には商業施設の開業が予定されているなど、まちの魅力・雇用・生活の利便性が一体的に高まり、全国的な人口減少傾向の中であって、人口増の可能性を持つまちへと変わり、まさにチャンスの時であるとも考えております。

将来にわたり、まちを安定的に運営し、適切な行政サービスを提供し続けるためには、まちの規模を維持さらに拡大することが必要であり、まちの規模やまちの活力の基礎となるのは、将来に発展性のある人口、即ちで「人」であるとも言えます。現在策定を進めております総合計画におきましても、特に計画の前期において「人」をキーワードに、今のチャンスを見逃すことなく、しっかりと活かし、まちの力へと導くための施策について議論を進めているところでございます。

この中では、仕事や観光など竜王町と何らかの関わりを持っていただいている人々を「交流人口」と位置付け、また、まちの魅力のPRや町内活動への誘導を図ることから定住につなげていくこと、町内に居住していただけるだけでなく、地域での活動をはじめ何らかの活動に参画している人を増やすことにより、まちの元気を高めることも大切であると考えております。

まちの定住人口を維持し、さらに増やしていくためには、住宅施策につながる土地利用の方針、受け皿となる土地整備など基盤の整備、加えて利便性の向上、子育て環境の充実など、まちの魅力を高める方策を行政が主体的に取り組むことが必要です。あわせて、暮らしやすく居心地のよい地域づくりや、企業の寮に居住いただいている方々が町内へ定住してもらうための誘導策など、自治会や企業との協力・連携による一体的・総合的な取り組みが必要であると考えております。

また、定住を促すためのまちの魅力の向上や暮らしやすい地域づくりを進めることは、現在、竜王町に暮らしていただいている町民皆さんにとりましても、住みよい環境に結びつくものであると考えております。

今後、さらに議論と検討を重ね、まちのチャンスをしっかりとものにできるよう、第五次総合計画に位置付けるとともに、具体的な取り組みを進めてまいりたいと考えます。貴多議員様をはじめ議員皆様には、地域のリーダーとしてより良い地域づくりにご活躍いただきますとともに、定住促進に向けた取り組みにご支援・ご協力をよろしくお願いを申し上げたいと思います。以上、貴多議員さんからのご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 2番、貴多議員。

○2番（貴多正幸） 非常に丁寧に答えていただいて、桴木課長の答えを聞いていますと、非常に夢のある、夢の持てるようなご回答だったなというふうを感じるわけですが、先日の地域創生まちづくり特別委員会において、こういう土地利用方針図とかいうものも出していただいたのですが、非常に住宅地が建てられるようなものではないような説明を聞いて、あの時は非常に夢が逆に何も持てないなというような感じの印象を受けたわけですが、そんなことは本当に、夢は描くのは自由ですけど、やはり実現してこそ価値のあるものだと私は思います。

しかしながら、今の現状では夢は非常にいいように言っていただいたわけなんですけども、具体的にいざどうするのかというのがやはり抜けていると思うのです。住宅地を増やすにしても、網がかかっているなかなか宅地にならないとか、そうしたことばかり聞いていたのですけれども、実際に本当に宅地をつくるのは難しいというような感じで聞いたのですけれども、まず1点目に、宅地をつくることは本当に可能なかどうかということをお聞きしたい。

それとあともう1点、町有地の16ha、例えばいろいろな例をあげて言っていただいたわけですが、いろいろなところが来てくれたらいいなというイメージを持つのも必要だと思うのですけれども、やはりこちらから、例えば今例をあげてくださった企業とか会社に出かけて行って、「竜王町はこういう土地があるのですけど、どうですか」みたいな、そんなお話をされているのかどうか。やはり待っているだけでは何もできないと思うので、やはりこちらから仕掛けるというのも必要だと思うのです。その辺どのようにお考えなのか、2点についてお伺いいたします。

○議長（寺島健一） 桴木政策推進課長。

○政策推進課長（桴木栄司） 貴多議員の再質問について、お答えをさせていただきますと思います。

まず住宅地、そういった家が建つのかということでございます。過日の委員会の中でも具体的な説明の中であったかなと思いますが、分家農家の住宅等に限らず、町内の方でも家が建つようなエリアは認定区域としてあるというようなことではございました。

そういったことから、若干そういったためのPR、こういったものは不足していたのではないかと。そういうことを含めて、身近なところについてはそういっ

た積極的な誘導の取り組みをしてまいりたいと思います。

大きな部分につきましては、いろいろ市街化区域の編入とか市街化区域の再編等というのも考えられますので、しっかりと第五次総合計画に具体的な施策を記載いたしまして、そのことにしっかりと向かっていくということで目標を定めて進めていくというのが大事なスタンスかなと思います。「絵に描いた餅」では進みませんが、絵を描かないと前へ行かない、こういったことをしっかりと総合計画にうたっていきたいと思っております。

続きまして、町有地を活用するようなプランについて、どのような形で今後取り組んでいくかということでございます。1つは、せっかく三井アウトレットさんがオープンするというので、しっかりと三井不動産という大きな日本一の企業さんが控えております。また、西武さんについても然りでございます。こういった方と情報交換等については既に始めているところでございますので、それも1つかと思います。

それと、市内の企業誘致担当といたしましては、今後、県有地の開発等も進むということも含めまして、今日まで単体の企業さんとのお付き合いなり情報交換は、調査も含めてさせてはもらってきたところでございますが、そういった優良企業さん、さらには町内の関係者、こういったものが連携しながら、いろいろな情報交換をすることによって、こういったインター周辺をどのように活かしていけるのかというようなことも考えていけるのではないかと考えております。

こういったことで、竜王町にある企業さんという財産も活かして、今日までは農から始まる土産土法と言っておりましたが、企業に広がる土産土法というような形で取り組んでいくのが、我々の分野の企業誘致の視点でございますので、こういったことで進めてまいりたいと思いますので、この後もまたご指導いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（寺島健一） 2番、貴多議員。

○2番（貴多正幸） 第五次竜王町総合計画において、非常にそういった具体的な施策を盛り込んでいただけるということで、こちらとしてもいろいろな意見等また言わせてもらいながら、立派な計画ができるように非常に期待するものですが、最後になります、そういう計画をつくって、絵に描いた餅にならないよということ、10年・20年後先をどのように町として思っているのかというのは非常に大切だと思うのです。目先のことばかり、人口が減ってきたら困

るから、何かしようかとか、そんなものではやはりだめだと思うので、最後に竹山町長に、将来、竜王町はどういったまちになっているのがいいのか、そしてまた町長自身どのようにまちを思っておられるのか、そういったことを聞いて私の質問を終わりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 貴多議員さんのご質問でございますが、これからのまちの姿をどういう具合に考えているかというようなご質問かと思えます。すべてご満足いただくようなお答えができないかも知れませんが、私は今度の商業施設の開業、それから前の施設、次から次へと話がある事を非常に心強く思っているところでございます。

特にこの夏オープンした商業施設、それと役場前の商業施設、これをあわせて竜王町は本当に商業・工業・農業あわせてバランスがとれた発展になってきたのではないかなという具合に、非常に自分自身喜んでいるところでございます。

できたら将来、1万5,000人の人口フレームを描いているところでございますけども、このバランスを崩すことなく、発展の延長が考えられないものかということで、いつも頭を使っているところでございます。

例えば今、議員さんがご指摘のように、せつかくあそこに施設ができたのだから、もっともっと今のうちにというお話でございます。そのとおりかと思えます。私は常にアンテナを張っておかないといけないということを、職員の皆さんにも指示しているところでございますけれども、私はこの次に見えている役場前、それから一番心配されていました企業さんの第一段階のステップ、それから次に県有地等、話がありますので、それもやはり経緯を、これからの推移を、動向をしっかりと見定める。そして、その中にどういう人口フレームが逆に描けるのか、描かなくてはいけないのか、そういう課題も見えてこようかと思うわけでございます。

議員さんご指摘の10年先といいましても、これだけ日本がめまぐるしく動く世の中でございますので、そこまで先、なかなか筋道が立てられるということにはならないかも知れませんが、とりあえず今の動きから将来を描けるような今の根拠を見出さないといけない。それが大事な要素ではないかなという具合に思っております。

その中にはもちろん、先ほど山添議員さんからお話がありました税収の推移・動向、それから日本の経済がどういうふうに進んでいくのか、今の新政府が諸問

題に対してどういう具合に議論を進めていくのか、すべてあわせて竜王町のこれからのまちづくりに的確な対応ができるように取り組まないといけないのと違うかなど。そのためには今度の第五次総合計画の中にどれだけ皆さん方の、あるいは町民の意向なり考え方が取り入れられるか、組み入れられるか、これが一番大きな課題ではないかなど。ただ単に見て、「こんなもんか」ということではなしに、この内容にはこういう裏付けがある、こういう具合に動いていくのだなということが、町民の皆さんお一人おひとりにご理解いただけるように計画を立てることではないかなという具合に思っているところでございます。

いずれにいたしましても、これは自治会の皆様、住民の皆様、それから議員の皆様からいろいろとご意見・ご指摘をいただく中で、まとめ上げてまいらなければならないことという具合に思います。もちろんこの中には、定住なり人口フレーム、それから先ほど言いましたように町の将来に向かっての行政のあり方、自治会のあり方、すべての要素を含めてでございますけれども、皆さんの総意でもってつくり上げてまいりたいという思いでおるところでございます。

以上、お答えになったかどうか申しわけないのですけれども、再々質問への答えとさせていただきますと存じます。ありがとうございました。

**○議長（寺島健一）** この際申し上げます。ここで午後2時35分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時21分

再開 午後2時35分

**○議長（寺島健一）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番、小森重剛議員。

**○10番（小森重剛）** 私は、今回2問の質問をさせていただきます。第1点目ですが、竜王町民生委員児童委員協議会の行政による直轄所管化について、伺います。

最近、全国各地において高齢者の行方不明が問題になっています。竜王町におきましても、戸籍上100歳以上の方は15名おられ、うち13名の方については竜王町に住民登録がなく、いわゆる住所不明の方々であり、また、最高齢者については118歳であるとの報告を受けました。

核家族化が進む現在、「地域住民の疎遠化」だとか「コミュニティの崩壊」だと、簡単に単純に片づけるのではなく、制度を根本から見直す時期でもあると考えます。

そこで、現在活動いただいている民生委員児童委員さんが、本来の委員活動に専念できる環境づくりをすることだと考えます。現在の制度、活動の取り組み状況は、あまりにも形骸化しているように感じられてなりません。各民生委員児童委員さんが、独自の努力により情報を収集し、独自の活動マニュアルを作成しておられるのが現状だと考えます。担当地域の情報が、活動に活かせる満足な情報になっていないように感じられます。過度な個人情報の保護意識の高まりで、民生委員児童委員の活動に大きな制約を受けているのが実態です。あまりにも法律に敏感になりすぎると、大きな対応の遅れを招く結果にもなりかねない気がしてなりません。

そこで、平成19年4月から竜王町社会福祉協議会へ所管を移管されている「民生委員児童委員協議会」を直轄所管に戻し、個人情報を知り得る立場の行政・各自治会・民生委員児童委員の3者が連携を強化することにより、情報の交換、情報の共有ができ、行政で気づかなかった情報も得られる機会が多くなり、地域福祉の活性化に大きく貢献できるものと考えます。

そこで、所管を移管された経緯と今後のあり方、取り組みについてお伺いします。よろしく願いいたします。

**○議長（寺島健一）** 吉田福祉課長。

**○福祉課長（吉田淳子）** 小森重剛議員さんの「竜王町民生委員児童委員協議会の行政による直轄所管化について」のご質問にお答えいたします。

現在、竜王町においては、民生委員児童委員は35名で、うち33名が地区担当の民生委員児童委員として、また、2名の方が主任児童委員として活動いただいております。

民生委員とは、社会奉仕の精神を持って常に住民の立場で相談に応じ、必要な援助や情報提供を行い、また、児童・妊産婦・母子家庭等に対しての福祉の増進を目的とする児童委員を兼ねており、相談や支援を行うとともに、関係機関と連携し、その業務に協力することとされています。

主任児童委員は、児童委員活動をより一層推進するため、児童福祉の問題を専門的に担当する民生委員児童委員です。民生委員児童委員は民生委員法第20条で、民生委員児童委員協議会を組織しなければならないと定められています。

この協議会の役割としては、「職務に関する連絡及び調整」、「必要な資料及び情報の収集」、「職務に関して必要な知識及び技術の修得」などが掲げられており、また、関係行政機関の職員は協議会に出席し、意見を述べることもできるとなっ

ています。協議会を定例に開催することにより、委員の識見向上と相互の情報交換による連携を深め、果たすべき役割を研鑽することによって、住民が安心して暮らせる地域づくりを目指すものであります。

さて、ご質問いただいております竜王町民生委員児童委員協議会事務局につきましては、平成19年度から竜王町社会福祉協議会で行っていただいているところでございます。この経緯でございますが、大きく2つございます。

1つは高齢者や障がい者の方をはじめ地域の人々が、住み慣れた竜王町で安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざす中で、地域福祉の中核的役割を担う社会福祉協議会と地域福祉の充実に大変重要な役割を担っていただく民生委員児童委員がタイアップすることにより、さらに地域において広範多岐な福祉活動の展開が期待できるとの判断でございます。

もう1つは、竜王町では平成18年3月に竜王町行政改革集中改革プランを制定し、事務事業の総点検による見直しに取り組みました。このことを受け、平成17年・18年度において民生委員児童委員協議会会長等との協議を経て、平成19年度から社会福祉協議会に事務局を変更したところです。あわせて、このことにより社会福祉協議会が抱えている課題解決や体制の強化を図ることにもなるとの判断をさせていただいたものです。

昨今の民生委員児童委員の果たす役割は、住民の立場に立った支援に加え、少子高齢社会を迎えたことにより、高齢者や児童の虐待など地域における課題が増加する現状で、一方では、地域住民の関係の希薄化や個人情報保護法の施行等により、委員活動を行う上で必要な情報が入りにくくなってきていることから、大変ご苦労いただいているのも現状でございます。民生委員児童委員の活動を支援する所管は福祉課でございますので、それぞれの委員皆様の地域での活動についての課題や問題あるいは悩み等につきましては、心安くまた安心して相談していただけるよう、福祉課を窓口として行政のそれぞれの担当との情報共有や連携をさらに強め、課題解決等につなげてまいりたいと思っております。

協議会での活動につきましては、社会福祉協議会が事務局を所管することにより、住民の立場で住民の暮らしの相談や支援を行う民生委員児童委員と地域福祉の拠点となるべき社会福祉協議会が一体的に地域づくりを推進することで、ともに支え合う地域福祉社会の実現が図られると考えており、そのために町は、社会福祉協議会の事務局への支援と連携を強めていくことが必要であると考えております。以上、小森議員さんのご質問への回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 10番、小森議員。

○10番（小森重剛） 今、回答をいただきまして、2点ほど、19年4月から所管を移管されたという中身ですけれども、これについて事務事業の省力化等々でやらざるを得ないという話でしたか、社会福祉協議会に移管したと、社会福祉協議会で受け持っておられると。要綱を見させてもらったら、民生委員さんなり児童委員さんが福祉事務所等、また関係行政機関と協力とか連携とかというふうになっているわけですね。

そうすると、直接所管されておるのは、今、社会福祉協議会ですね。ということは、あれは行政機関と違いますね。団体ですね。その辺からしても、それじゃあもうひとつ町としてはどういうように関係行政機関として加わっておるのかと、アドバイスの存在ですよという意味でのお話であるのか。

別に、社会福祉協議会にしてもらったら全然動けてないとか、そういう意味と違いますよ。ただ、一番情報を知り得る行政機関が、なぜ直接携わらなくて、ただそれを協力機関として社会福祉協議会を横に同じ団体として置かれるなら、私もよく分かりますよ。そうではなくて、母体的には社会福祉協議会にお預けですよ。何かお呼びがかかれば町が出ていきますよというような状態では、1つの体制としておかしいのではないかなという考えがするわけです。

それともう1点が、これはお答えが分かっているので、27名が35名に増員をされたという中身がございますね。これについてはおおよそ想像はつくのだけれども、その辺についてもお答えがいただけたらなと思います。よろしく願います。

○議長（寺島健一） 吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田淳子） 小森議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず1点目でございますが、民生委員児童委員さんの所管は福祉課でございます。民生委員児童委員さんの個々への活動の支援については、福祉課を窓口にしてというふうに考えております。

私どもの方、ご質問をいただきまして反省するところもあると思っておりますのは、1つは、個々の委員さんと福祉課との連携がどうしても薄くなっていたのかなという反省でございます。定例の協議会におきまして、個々の委員さんの皆さんには、個々の委員さんの活動で困っておられること、情報のことも含めまして、「何かございましたら、ぜひ福祉課を訪問してください」ということは何回か伝えさせていただいているつもりでございましたけれども、民生委員さんにと

りましてはやはり、事務局が社会福祉協議会である、イコールすべてのことが社会福祉協議会であるというふうな、そういうふうな伝え方になってしまっていたのではないかなということは反省すべきところというふうに思っております、もう少し丁寧に定例の協議会においてその辺を伝えさせていただきたいと思っております。

伝えてきたつもりであったのが、やっぱりその辺をもう少ししっかり伝えるということと、それから、その辺で十分に個々の委員さんの活動支援ができれば、委員さんの不安とか相当の部分は解消ができるのではないかなと思っております。

ただ協議会、団体としての支援につきましては、竜王町といたしましてはやはり地域福祉の充実を考えますと、竜王町の地域福祉の中核的な役割である社会福祉協議会さんと連携を取っていただいて、相互に推進していただく方が、竜王町にとってはよりよいということをお思っておりますので、その辺につきましてはやはり、竜王町として事務局体制の支援とか、それと事務局を担当いただいております社会福祉協議会さんへの体制をしっかり支えるとか、連携をするとかということが必要ではないかなと思っております。

もう1つは、やはり委員さんの中には情報が少ないというふうなことも聞かせていただく中で、個人情報というのはなかなか、福祉課であろうと社会福祉協議会が事務局を持とうと、提供できるというのは決められておりますので、どちらに事務局がございまして、その部分は変わることはないと思っておりますが、例えば先般からの高齢者の所在の関係とか、そういうきちんとした情報を随時出させていただくように、社会福祉協議会さんの事務局とその辺は連携を密にして取り組みをさせていただけたらなと思っております。

もう1点の27名から35名というのは、前回、19年の改正の時に8名増やさせていただきました。これにつきましては、竜王町は地域福祉を充実させていくということで、できるだけ1つの在所に1人の方の民生委員児童委員さんを配置ができるようにということで、ちょうどその時に権限委譲で定数の関係が竜王町におりてまいりましたので、協議をいただきまして、8名の増加をさせていただいたところございまして、この増加によりまして地域福祉は、それぞれ1つのところに1人、すべてではございませんけれど、ほぼ配置ができたことによりまして、充実をさせていただけたのではないかなと思っております。

以上、ご質問へのご回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 10番、小森議員。

○10番（小森重剛） 今、吉田課長に回答いただいたように、確かに冒頭言われたように、アピール不足というか、民生委員さん各自に、いつでも福祉課へ相談に来ていただいたら結構ですよという、「いや、けれども、いつも話をしているのは社会福祉協議会の人やしな」と、こういう話、そうすると、やはり社会福祉協議会の方へ相談に行っ、「いや、それは社会福祉協議会で回答は出ない」と、そこで、「うちでも分からんし、これは福祉課へ行ってください」と、こういう話に多々なるということをお聞かせされておりますので、それじゃあ、事務局は福祉課の中で持てれば、黙っていても、そんなにアピールしなくても、民生委員さんは「うちの地域でこういう事象があるのだけど、どう対処すればいいのか」というふうに即に行ける。待たなしに、間髪入れないで回答が出てくるという状況になるので、社会福祉協議会を必ずはずせというのではないのですよ、全然そういう意味とは違いますよ。所管はとにかく行政で持ってくださいと。そして、民生委員児童委員協議会がありますね。社会福祉協議会も並行に置いて、その中でいろいろな連絡網を取っていきましょうという、こういうスタンスが一番いいのと違いますかと。ただ、社会福祉協議会を1つ加えれば時間がかかるのではないかなという、その辺で組織替えというか、形の組み替え、これについてはどうお考えですか。その辺をもうひとつ最後にお聞かせを願いたいと思います。

○議長（寺島健一） 吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田淳子） 小森議員さんの再々質問にお答えしたいと思います。

社会福祉協議会さんが事務局を持っておられることで、少し時間的なロスがある、もちろん、そういうところはあると思っております。メリットとデメリットがあるというふうにも思っております、やはりメリットとしては、竜王町が一番に社会福祉協議会さんをお願いいたしました理由の地域福祉の充実のところというふうに思っております。

次に、社会福祉協議会さんの体制の強化とか、竜王町の福祉課の事務量の軽減という、その次に出てくるようなところもあると思っております。

あわせて、デメリットといたしましては、議員さんご指摘をいただきましたように、連携の希薄さとか町の意向の伝わりにくさもあるのも事実だというふうに、今回質問をいただきまして改めて思わせていただきました。

ただ、社会福祉協議会さんをお願いして今年で4年目でございます、実はこの12月には一斉改選で、また委員さんが入れ替えをされます。今回ご指摘をい

いただきましたことを町としてはしっかり受け止めまして、定例協議会には必ず町職員も同席をしておりますので、その辺、十分に委員さんの中へ、「町の方もいつも協議会には出ているので、何かあったらすぐ来てください」ということのお伝えをさせていただく等のことをして、しっかり、もう一度事務局体制の充実に向けて努力をさせていただきたいと思っております。

ご指摘をいただきましたことで、すぐ変えるのではなく、やっぱりまだ4年目でございますので、もう少しお時間をいただきまして、町としても努力ができるところがあると思っておりますので、その辺、福祉課としてもしっかり努力させていただきまして、それと、委員さんの活動がしやすいように町として支援をするというところももう1回しっかり伝えて、取り組みをさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたしまして、再々質問へのお答えといたします。

○議長（寺島健一） 次の質問に移ってください。10番、小森議員。

○10番（小森重剛） ありがとうございます。委員さんの活動のしやすい環境づくりに、ひとつ努力していただくように、よろしく申し上げます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。全町ほ場整備事業で施工された構造物の保全修理について、お伺いをします。

竜王町農村整備事業が昭和47年にスタートし、昭和50年10月には全町ほ場整備起工式、および県営竜王東部地区ほ場整備事業弓削第1工区が着工されました。また、全町ほ場整備事業と並行して、琵琶湖逆水、名神頭首工に新たな用水源を求める国県営日野川農業水利事業が進められ、昭和57年4月から竜王東部地区の給水が開始されました。

この世紀の一大事業を完遂するまでには、幾多の困難や多くの諸問題があり、先人の苦労は筆舌で表現できるものではないと聞いております。昭和63年に竜王東部地区ほ場整備組合が解散され、同ほ場整備委員会を設立、平成14年11月に竜王町農村保全委員連絡協議会が設立されたのに伴い、平成15年6月にほ場整備委員会が解散され、現在に至っています。

最初に、竜王町農村保全委員連絡協議会が設立された目的と、同協議会の主な事業内容についてお伺いします。

次に、ほ場整備事業に着手されてから35年が経過し、構造物は老朽化が激しく、修理・修繕を要する状況となっております。昨今、農業を取り巻く環境は大きく変化し、従来型の農業では専業農家として到底成り立たない厳しい状況にあり

ます。米の減反政策、農産物生産者価格の下落、農業後継者不足など、先行き不透明な事柄ばかりです。

また、農業従事者の高齢化と後継者不足が相まって、耕作放棄地・耕作委託者が続発している状況です。今後、特定農業団体・認定農業者など大規模経営体への農業施策が進められ、実耕作者人口・受益者が減少する中、ほ場整備事業で施工された構造物・用水路・排水路・井堰などの維持管理および保全修理を、どのような手法で取り組んでいこうとされているのか、お伺いをします。よろしくお願いいたします。

○議長（寺島健一） 井口産業振興課長。

○産業振興課長（井口和人） 小森議員さんの「全町ほ場整備事業で施工された構造物の保全管理について」のご質問にお答えします。

ご高承いただいておりますとおり、大型機械による水稲栽培の省力化と維持管理の節減を図り、収益性の高い農業経営を確立するため、昭和49年度から平成15年度までにかけて国営日野川農業水利事業による農業用水の確保と、昭和50年度から平成6年度までに、県営ほ場整備事業・団体営ほ場整備事業において、ほ場の基盤整備をはじめ町内の農業生産基盤となる幹線道路や農道とともに、用排水路・ポンプ場といった数多くの施設を整備してまいりました。

整備にあたっては、ほ場整備の実施集落ごとに町・県のパイプ役としてのほ場整備組合を組織していただき事業の円滑な運営を図ってまいりましたが、ほ場整備事業に係る事務事業等が完了したことにより解散をされました。しかし、ほ場整備において築造された施設については、経年変化により老朽化しつつあることから、土地改良施設の適正な維持管理と農村保全の目的達成に伴い、竜王町農村保全委員連絡協議会を設立させていただきました。

この協議会は、各集落での農村保全委員による組織として、土地改良施設の日常管理・土地改良施設の補修等に伴う事業費の捻出および地元調整ならびに国・県・町の補助事業の対応に関しての調整、土地改良財産の使用許可にかかる同意等をお願いし、施設を有効・適正に利活用し、豊かな地域農業の実現を図ることを目的としております。また、平成19年度から、農業施設を長持ちさせる取り組みとして実施されております「農地・水・環境保全向上対策事業」において、各集落の活動組織に農村保全委員さんに参画を願い、農業施設の維持管理の取り組みに努めていただいております。

全町ほ場整備事業等で施工された農業用排水路等の維持管理および保全修

理についてですが、町内には約300kmに及ぶ膨大な水路網により農業水利を供給しており、この施設は農業生産を支える上で欠かすことのできない重要な施設であります。これらの施設も、初期に造成された施設は約35年が経過し、老朽化が進み、用排水路などの維持管理に苦慮されていると仄聞<sup>そくぶん</sup>しております。

昨今の農業を取り巻く環境が厳しいことから、農家は減り、農業者の高齢化が進んでいる現在、これまでと同じ仕組みでは膨大な農業水利施設を守っていくことが難しくなってきております。さらに今後は、担い手農家である認定農業者・特定農業団体に各種の農業施策が集中していくことから、これまでに整備された農業施設の維持保全や農村保全が困難な状況と想定されますが、これらの施設は農業生産のためだけでなく、心なごむ田園風景と豊かな生態系の環境をつくるとともに、地域防災施設としても大きな役割を果たしている重要な社会資本であると考えております。現在、「農地・水・環境保全向上対策事業」においてこれらの農業施設を長持ちさせるため、点検と維持補修等に取り組んでいただいている集落、また、そうでない集落におきましても、農業水利施設の更新計画を立てていくことが重要なことと考えております。

農業施設は、農業生産を支える重要な基盤でもあり、地域の環境保全等の多面的機能を持つ施設でもあります。各地域の受益者・自治会・営農組合等におきまして、持続ある農村社会を築いていくための負担をお願いする中、集落の農村保全委員さん、関係機関等のご意見も十分にお聞きして、この美田を良好に維持管理していくような体制整備づくりも必要であると考えておりますので、よろしくご理解のほど、お願いいたします。

以上、小森議員さんの「全町ほ場整備事業で施工された構造物の保全管理について」のご質問にお答え、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 10番、小森議員。

○10番（小森重剛） 回答ありがとうございます。

今、課長の回答の中で何回か、「農地・水・環境保全向上対策事業」という名前が出てきましたけれども、あの事業とこの土地改良の諸々、用排水路を保全するのは、全然目的が違うと思うのですよ。本当に強度化をしていこうとするならば、例えば排水路、アームの排水溝、これについて全部底が抜けますよと、「農地・水・環境保全向上対策事業」で底打ちしますよと、これだめですよ。それを利用してどのようにしてやれというふうに指示をされるのか。これが1点。

それともう1つ、補助事業の中で当然、町も金がないという中身はよく分かっ

ておりますけれども、町単独事業なり土地改良維持補修事業を町単で、この間も決算の中でもあがってもしましたがけれども、50万円以下の中身で事業をしたら30%の補助をしますよというのがございましたね。私は50万円では何もできないと思うのだけど。それ以外に何かちょっと、私もこれは聞き走りになるのだけど、ミニ適正化事業、これも小規模な土地改良施設の整備補修や緊急的な整備に対する対応をするための資金造成を行いますとか言うもの。それともう1つ、これは県も絡んでくる中身だけれども、土地改良施設維持管理適正化事業、これが300万円の事業費が200万円以上の整備・補修でというものがあるという話を聞いておるのですけれども、その中で土地改良の設備整備補修については、整備補修、機能が低下したのや機能回復に使うものや、そしてまた設備については災害を未然防止するためにとかいうものでありますよという例があがっておるのだけれども、そういうような施策等々ももっとどんどん取り入れていって、大々的に大きく傷まないまでに手を加えていきますよというふうな方策を町としてアピールとしてとっていくようなお考えはあるのか、ないのか。もうとことん、片方では「美田を大事にしていこう」という話がある中で、その辺にもお金はかけないのか。また、あなたたち持っている者が自分で直しなさいとおっしゃるのか。積み立てしていってでも直してくださいとおっしゃるのか。その辺の考えをお聞かせいただきたいと思います。

2点ですね。「農地・水・環境保全向上対策」でやるというのと、ちょっと意味が違うと思います。

○議長（寺島健一） 井口産業振興課長。

○産業振興課長（井口和人） 小森議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

1点目の「農地・水・環境保全向上対策事業」と現在施設等が老朽化していく部分について、その事業とはマッチングしないのではないかというご質問かと思えます。

議員さんも知っていただいておりますように、「農地・水・環境保全向上対策事業」につきましては、今日までの施設等につきましてはの維持・補修、また生態系の保全という形で事業を進められておるところでございます。これにつきましては、地域を挙げて組織をつくっていただく中において、地域の美田・環境等を維持していこうという部分でございます。

その部分において、議員さんからご質問がありますアーム水路またフリューム管等の破損の時に、若干この事業とはかけ離れているという部分でございます。

それらの分につきましては、他の事業についてしていただいているという部分で  
ございます。「農地・水・環境保全向上対策事業」につきましては、持続性のあ  
る農業施設という形で、今日までの施設を少しでも長持ちさせていくという部分  
についてご苦労願うという事業でございます。

それに伴いまして、先ほどもアームの底が抜ける、またそれに伴います底打ち  
等のことかと思いますが、これらにつきましては、今現在、町が実施しておりま  
す単独事業ならびにそういう事業での有効活用をしていただく中において、事業  
をしていただいているところでございます。

もう1点の町単独事業と、そのほかにミニ適正化、土地改良の維持管理という  
形での県単ならびに国の事業でございます。これらにつきましては、各集落から  
ご要望がある場合には、こういう事業がありますよという形でご指導させていた  
だき、それに伴って、実施していただく集落につきましては処理をさせていただ  
いている状況でございます。また、この事業につきましては3年間の担保という  
形での分でございますので、事前に聞かせていただく中において県の方に申請を  
させていただき、処理させていただいているという状況でございます。

「傷んだから今年直したい」というような事業ではございませんので、先もっ  
て点検、また維持管理をしていただく中において、今後の計画のもとにこの事業  
において実施を願っているところでございますので、よろしくお願いいたしまし  
て、ご質問の回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 10番、小森議員。

○10番（小森重剛） 「農地・水・環境保全向上対策事業」、これにつきましては  
来年度23年度で終了ですね。時限ものだから長期展望なんてものは立てられな  
いな。何か名目変えてやってくれるのだったら別だけど、これはもう来年で終わ  
る話。これが1つ。

それともう1つは、国県営でやっていただいた水路・水利、これについては各  
1反いくらで水利費というものを徴収して納めさせていただいています。これは  
また日野川流域土地改良区なんかにもものを申し込みたいのですが、これ  
については本管整備、当然、国・県は、本管についてやった分については金を出  
してそれで直しますよと、ストップマネジメントとか何とか言って直してくれま  
すけれども、そこが直っても末端水路がだめだったら何も意味がないわけですよ。  
だから、これについては県営・国営だけではなくて、水利費を納めている以上は、  
末端の田地田畑まで水が届きますように管理をしてくださいという申し入れは、

これは逆に町としてはしてもらわないといかんと違うかなと。

ただ、国・県営でやった工事だけは面倒見えていますよと、その分の水利費ですよと。水利費というものは、自分の田へ水が入って初めて水利費です。喉首まで来ているのに入りませんよなんて、そんな話はよろしくございませんので、この辺の中身を、町長も副理事長さんですから、その辺のお考えをお聞かせ願えますか。課長が先でも。

○議長（寺島健一） 井口産業振興課長。

○産業振興課長（井口和人） 小森議員さんの「農地・水・環境保全向上対策」は5年事業で来年度で終わり、次期の対策はというような質問でございます。

これにつきましては、平成23年度の国の方から概算要求の資料等説明があったわけですが、今日まで1階部分と2階部分という形で事業を進めていただいたわけですが、しかしながら、平成23年度からは1階部分・2階部分を切り離した中での実施をしていくと。また、1階部分の共同活動であります農業用排水の資源の日常の保全管理活動のほかに、集落が行う地域農地周辺の水路・農道等の補修・更新などの活動に対して、新たな支援をしていくというようなことが打ち出されております。これらにつきましては、長寿命化の目的とする強化を図っていくという形で打ち出されており、これらにつきましては、今後、詳細な説明が県の方で行われ、また市町村の方におりてくるかと思っております。その時につきましては、各集落の自治会さん、ならびに各改良組合長さん等にご説明させていただき、平成23年度から進みます新たな事業についての着手という形で、今日までの農業施設につきましての維持管理、また補修等をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしまして、

（「それは、素直に修理に使えるものか、それが聞きたい」

との小森議員の発言あり）

今聞かせていただいておりますのは、周辺の保守・更新というように書かれておりますので、今日まで修理・修繕というのに「更新」がついておりますので、新たに破損した部分についての確実なやり直しというものが、低額になるかと思っておりますが、それらにつきましてはまだ詳細なことが言われておりませんが、新たな事業にメニュー化していくという形で打ち出されておりますので、これにつきましてまた、先ほど申しましたように、県の方で説明会があり次第、また集落の方におろさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 小森議員さんのご質問にお答え申し上げます。

議員さんもお承知のことと存じますが、日野川流域土地改良区におきまして別所の幹線、ここで約200mぐらいの長さだと思います。あそこは、1m25cmぐらいの管が入っておりまして、その管が変形、亀裂が生じました。そのことによって送水が不可能というようなことから、急遽、修理をされたところでありまして、この間だけで1億円前後かかると、こういうことでございます。

私、この話をお聞きいたしました時に、この管は、もちろんその寿命もあるのでしょうかけれども、寿命の年数からいきますと約半分ぐらいのところでございます。まだまだもたないといけない、十分使える管であると、こういうことなんですけれども、現実そういったことが起こったと。

ただ、この費用は国からの予算で見てもらえたわけでありまして、これも議員さんご承知のとおり、今、土地改良の予算はもう削減されているところでございます。今後こういった問題が、あるいは竜王町へ入ってきての幹線からまた今の用水の溝へということになるわけでありまして、どんどんこういう問題が出てくるのではなかろうかと思われまして。

日野川流域土地改良区の予算を見させていただきますと、引き当てはもうわずかでございます。実際どうやってこれで対応していけるのかなという心配もありますけれども、まず第1番には、その施設をやはり大事にご利用していただく、その点検、普段の保守、それから、気がついたところからいち早くというようなことも、私、その場で伝えたことがあるのですけれども、竜王町にありましては、今、課長が言いましたように、やはりしっかりとした、基本的な取り組みへの体系づけ、これが必要であることはもう間違いないことだと認識をいたしております。ただ、残念ながら苦しいところでありまして、それにすぐさまという財源確保が難しい。これはどこでも一緒でございますけれども、そういった中で皆さんのご意見を聞きながら、できるところから、そしてまた、これも蔵口議員さんからご質問のあった内容でございますけれども、ただ見ているだけではなしに、こういったところから引き当てていこうではないかとか、こういったことは今年度にしてしまおうではないかというようなことを、委員会の皆さん、あるいは現場の皆さんからのお声をいただいて、取り組ませていただきたいという思いでおるところでございます。

今お話のありましたとおり、もう何十年も経過した、そういう施設が多くなってきましたので、これからは保守・維持・整備・修理等にはかなりのお金が必要

になっていくのではなかろうかということをお客様にもう一度ここで、私も含めてでございますけれども、ご認識をいただく必要があるのではないかなという具合に思います。

いずれにいたしましても、お気づきになられたところからいち早く、行政の方へご意見を、あるいはお声をお届けいただけたらという思いでいるところでございます。以上、小森議員さんへの答えとさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 8番、若井敏子議員。

**○8番（若井敏子）** まず1点目ですが、非正規常勤職員の待遇改善をということで、質問をします。

9月の町広報によりますと、町職員の給与や定数について詳しく紹介されております。ここには臨時・嘱託といった非正規職員については書かれておりません。

そこで、竜王町の職員で非正規職員の実態について、お伺いをしたいと思います。臨時職員と嘱託職員の数、男女の別、そのうち常勤的勤務の職員数、各課ごとの正規・非正規の割合、非正規職員の平均給与・平均年齢、有給休暇の取得状況について、お伺いをしたいと思います。

臨時職員が採用されるについては、1つは職員の欠員、2つ目には特殊な事情、3つ目には1年以内に廃止される業務、4つ目には育休取得者の代理等、理由があると決められておりますけれども、それぞれの人数についてもお伺いをしたいと思います。

年収200万円以下で、昇給もなく、一時金や特別休暇もない。しかも、半年ごとに更新してもらえるのかどうか不安にさいなまれる。正規の職員と同じように働いているのにという、そんな声が嘱託あるいは臨時などの職員さんから聞こえてきます。

そこでお伺いをするのですが、竜王町の臨時職員は、正規職員とどのように違うのか。その違いを少しでもなくして、非正規職員の待遇改善を図っていただきたいと考えるところですが、ご所見を伺います。

待遇改善ということで提案したいのは、非正規職員、特に常勤の非正規職員に退職金の支給をしている自治体が増えております。このことについての竜王町の実態をお伺いしたいと思います。

職員定数は削減の方向で、国・県の指導もあるようですけれども、今の時代、地方ががんばるには、一定の職員がいなければ進みません。削る一方の職員数を、住民に奉仕する職員集団として構成するために必要な職員数は、正規で確保すべ

きです。このことについてもご所見をお伺いしたいと思います。以上、よろしく  
お願いします。

○議長（寺島健一） 松瀬総務課長。

○総務課長（松瀬徳之助） 若井敏子議員さんの「非正規常勤職員の待遇改善を」に  
ついてのご質問にお答えいたします。まず、非正規職員の実態についてお答えさ  
せていただきます。

1つとしまして、臨時職員および嘱託職員については、平成22年9月1日現  
在で、臨時職員数は、男性19名・女性46名、計65名となっており、うち常  
勤的勤務の職員数は、男性11名・女性19名、計30名となっており、嘱  
託職員数は、男性8名・女性25名、計33名となっており、すべて常勤的勤務  
の職員であります。

2つ目としまして、部局ごとの正規・非正規の割合でございますが、これも平  
成22年9月1日現在で、町長部局の正規職員は95名で、非正規職員は、臨時  
職員23名・嘱託職員11名、計34名でございますので、その割合は、正規7・  
非正規3の割合となっております。また、教育委員会部局の正規職員は34名で、  
非正規職員は、臨時職員42名・嘱託職員22名、計64名でございますので、  
その割合は正規3・非正規7の割合となっております。

3つ目でございますが、非正規職員の平均給与・平均年齢・有給休暇の取得状  
況についてでございますが、まず、平均給与につきましては、参考といたしまし  
て6月給与では、嘱託職員は平均19万2,841円、常勤的勤務の臨時職員は  
平均13万3,940円となっております。次に、平均年齢は、非正規職員全体  
では50.2歳となっております。また次に、有給休暇の取得状況につきましては、  
平成21年度の実績では、非正規職員全体では平均8日の取得となっております。

臨時的任用職員の任用根拠の内訳ですが、臨時職員については、「臨時的・一時  
的な業務量の増加に対応するため」が1人、「日・週の中で業務量の繁閑に対応  
するため」が24人、「補助的・定型的業務に対応するため」が16人、「特定  
の経験・知識、資格等を必要とする業務に専門的に対応するため」が10人、「特  
定の業務のみに従事させる等、常勤職員とは異なる人事管理が必要であるため」  
が3人、「将来的に業務自体を廃止または削減することが見込まれる業務に対応  
するため」が11人となっております。

また、嘱託職員については、「特定の経験・知識、資格等を必要とする業務に

専門的に対応するため」が11人、「任期ごとに能力、適正を見極めて適材を任用することができるため」が10人、「人材が不足しており、常勤職員としての採用が困難であるため」が2人、「人件費を削減するため」が7人、「将来的に業務自体を廃止または削減することが見込まれる業務に対応するため」が3人となっております。

次に、非正規職員すなわち臨時的任用職員の処遇改善についてでございますが、竜王町における臨時的任用職員いわゆる臨時職員および嘱託職員につきましては、竜王町臨時的任用職員の任用等に関する取扱要綱を定め、地方公務員法第22条第5項または地方公務員の育児休業に関する法律第6条第1項の規定に基づきまして、事由に該当する場合において臨時的に任用しているところでございます。

この取扱要綱では、臨時的任用職員には現在、嘱託職員・臨時補助員・臨時労務員の区分を設けておりまして、嘱託職員は専門的な知識、技能または経験を必要とする業務に臨時に任用する職員であり、臨時補助員は臨時の事務または技術の補助業務に任用する職員、また、臨時労務員は臨時の単純労務のために任用する職員と定義づけをしております。

これらの臨時的任用職員については、地方公務員法第22条第5項に「任命権者は、臨時の職に関する場合においては、6月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる」とし、この場合において、「その任用について6月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない」と規定されており、法の規定を超えてまでの任用ができない状況であります。また、給与・賃金につきましては取扱要綱により、嘱託職員に対しましては、一般職に準じ給料のほか通勤手当・特殊勤務手当・管理職手当・扶養手当・時間外勤務手当および期末手当を支給することとしています。また、臨時補助員および臨時労務員に対しましては、通勤手当・特殊勤務手当を支給することとしています。

なお、臨時的任用職員の給料・賃金の額につきましては、竜王町職員の給与に関する条例第27条に臨時職員の給与について規定しており、これには、任命権者が予算の範囲以内で別に定めることとしており、毎年度、予算編成時に滋賀県内近隣市町の賃金情勢を勘案し、必要に応じ額の変更も含め、額を決定しております。

次に、臨時的任用職員の休暇につきましては、臨時補助員および臨時労務員に対しましては、年間最大10日の年次有給休暇を付与しております。また、嘱託職

員に対しましては、年間最大20日の年次有給休暇を付与するほか、特別休暇として有給で夏季特別休暇・忌引休暇を付与しています。なお、取扱要綱については一部見直しを行い、嘱託職員にかかる住居手当および特別休暇の追加をすることとしております。

臨時的任用職員の給料や処遇については、人材を確保する観点からも一定の配慮をする必要はありますが、総務省から「臨時・非常勤職員及び任期付短時間勤務職員の任用等について」の通知があり、適切な対応が求められており、臨時的任用職員の退職金や臨時補助員等の一時金については、地方公務員法に規定される臨時的任用の趣旨との整合性を損なわないよう、また、近隣市町との調和に注意を払う必要があると考えております。

最後に正規職員の確保についてであります。今日まで職員数は、行財政改革、特に行財政改革集中プランの方針により人件費の削減目標を定め、その目標に従い職員数を減じてまいりました。平成21年度には、職員数において、その目標を達成したところであります。今日の地方分権・地域主権の流れの中で、当面、合併しないでまちづくりを進めていく本町といたしましては、職員一人ひとりの資質を高めるとともに、より一層の行政力向上が必要と考えるところであります。

以上、若井議員さんの「非正規常勤職員の待遇改善を」のご質問の回答といたします。

○議長（寺島健一） 8番、若井議員。

○8番（若井敏子） いろいろな数字を言ってもらいましたので、整理を頭の中でできかねていて困っているところなんです。びっくりするのは、教育委員会部局では正規3に対して臨時7、聞き間違えてますか、そんなことはないですね。町長部局は7対3だけでも、教育委員会部局は逆転している。これはどういうことなんでしょうね。

これが1点と、それから、平均給与が常勤の臨時で13万3,940円、この人は年間200万円に満たないワーキングプアの部類ですか。役場に勤めていながら年収200万円にもならない人がいるというのは、もう大変なことですね。

そうしたら、この人が、常勤ですから5日間勤めているわけで、朝から晩まで正規の職員さんと同じように仕事をしているわけですから、それで13万3,940円というのは、ちょっとびっくりする金額だなという思いがしますね。

それで、その人たちにそうしたら、退職金・一時金の話がありませんでしたね。退職金一時金は支給されているのか。嘱託の人には支給されていると。この取扱

要綱の方を見ていると、そういう規定があるのかなと思うのですが、普通はそうではないし、有給休暇はあるけれども、忌引はないとかありましたよね。これで同じように机を並べて、机を隣に並べているか、並べていない人もいるかも知れないですが、隣の正職員さんと私はどうしてこんなに給料が違うのかしらと思いつつながら仕事をしている人がたくさんいるのだなという感じがしますね。

これは、今、先ほどどこかで、特別休暇ですとかをちょっと追加して改善していくみたいな話がちょっとあったのですが、ほかの自治体同士比較したら、どういう状況なんでしょうね。ほかの近隣の自治体と比べたら遜色ないですよ、竜王はもっとたくさん払っているのですよということがあるのかなというのと、もう1つは、今、休暇の話もしましたが、一般的に労働基準法でいう有給休暇というのは、6か月以上勤めている人は年間10日の休みが取れますよね。嘱託の人なんですかね、6か月で切れる人たちというのは、これを見ていると有給休暇は5日間ですね。みんな6か月以内で更新できないようにされていますね。役場の仕事をして、正規の職員さんと同じように机を並べて、ほとんど同じような仕事をし、中には専門的な知識を持ちながら仕事をしていて、待遇はこんなに違う、休暇もこんなに違うという、そういう中で仕事をしている側の身になったらどうなんでしょうね。

もう1つ、質問の中に書いておいたのではなかったかなと思うのですが、本当に正規の町の仕事を正規職員で賄おうとしたら、いったいどれだけの職員が要ることになるのでしょうか。今、嘱託の職員さんで補ってもらっていますが、嘱託の職員さんで補わないで、正規職員で全部賄おうとしたら、どのぐらいになるのでしょうか。人数的にはうんと少なくなって、もう10人正規職員を入れたら全部賄えるということなのか、あるいは今の非正規の職員さんと同じぐらい要るのか。

となると、本当に非正規の職員さんの果たしている役割というのはすごい大きいのに、そういう待遇はないという、ひどい職場ですね、役場というところは。

どう再質問したらいいのか分からないので、迷っているのですが、いくつか今言ったことについては、課長はメモしてくださっているので、それで答えていただくということをお願いしたいと思うのです。

こういうのを「官製のワーキングプア」というのですよね。自治体の中でそういう状態の人がいるということ。その辺についてよろしくをお願いします。

○議長（寺島健一） 松瀬総務課長。

○総務課長（松瀬徳之助） 若井議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

たくさんいただいたのですが、教育委員会部局での比率が3対7ということで、臨時的任用職員さんが多いということでございます。なぜかというふうなことでございますけれども、教育委員会部局につきましては、常勤ではなく週何日とか、そういった方、文化財の調査の方とか「ことばの教室」、そしてまた幼稚園の教諭、こういった方でフルタイムで勤務をいただかない方、そしてまた、最近ですと緊急雇用の方というのがたくさんおっていただいております。

特にフルタイムでお勤めいただかない方につきましては、18名ほど教育委員会の部局でおっていただいております。こういったことから、非常に多い。そして、幼稚園等につきましても加配という形での教諭も採用をさせていただいておるということから、非常に多くの方に勤務をいただいております。

それと、給与が200万円に満たないワーキングプアというふうなことがございますけれども、この臨時的任用につきまして、6か月の期間で雇用いたしまして、再雇用がさらに6か月ということで、トータル1年ということがございます。こういった方々は、補助をしていただくとか臨時的に仕事を願うということから、もともとは長期の雇用というのは想定をいたしておりません。そういった方々につきまして正規職員でというふうな採用の形をとらせていただきますと、非常に人件費的にも多くかかるということで、町の財政を圧迫するということも考えられます。

何よりも、こういった臨時的任用の方を採用するにあたりましては、正規職員と同じような業務をしていただくということではないという部分については、はっきりさせておく必要があるかなと思っております。そういったことから、正規職員さんと基本的には職務の内容は違うことを願うということがございます。そういったことから、賃金等につきましても一定の差があるということがございます。

それと、他市町との比較でございます。手当でいきますと、通勤手当につきましては、ほとんどこのまちでも出ております。扶養手当はございません。住居手当もございません。管理職手当につきましては、管理職になっておられるところは出ておるということでございます。特殊勤務手当につきましても、出ているまちもございます。時間外勤務手当につきましては、ほとんどのところが出ておる。期末手当につきましても、出ておるところ、出ておらないところ、竜王町の

場合は出ておりますが、ございます。勤勉手当につきましては、ほとんどがございません。竜王町が他のまちに比べて劣るというふうなことには、ないというふうに考えております。

退職金につきましては、ほとんどのところございません。竜王町につきましても、現在、退職金の支給はいたしておりません。一時金は、期末手当が出ておるところがございます。竜王町は、嘱託職員さんにつきましては出ております。出ているところはみんな、嘱託職員さんでございます。

そして、正規職員がいったいどのくらい必要かということでございます。先ほどから集中改革プランという話をしておるわけですが、定員管理の適正化ということで、集中改革プランが平成17年4月1日を基準にして、平成22年4月1日を目標ということで立てられたわけでございます。竜王町は、22年4月1日には4.6%以上の削減をしますよということで目標を立てて、先ほど回答させていただきましたように、22年4月1日にはそれをクリアさせていただいたということでございます。

しかしながら、この集中改革プランにつきましては、17年4月が基準ということで、竜王町におきましては、それ以前に自律推進計画ということで、竜王町は自ら自主的にこういった定員管理の適正化に取り組むということを行いまして、16年からスタートいたしました。そういったことから、16年度に一定の職員の削減をして、削減をしたところから新たな集中改革プランの基準がスタートしたということで、ダブルで削減をさせていただいたという状況でございます。

そういったことから、現状では条例定数で職員の数というのは決められておるのですが、この定数からしますと、22年4月1日現在では22名の減でございます。そして、自律推進計画の策定時からしますと、17名の減、集中改革プランの策定時からしますと8名の減ということで、非常にたくさんの職員を減らしてきておったということでございます。

それに加えて、今後、大量の退職者が出てくるということ。そして、職員構成の状況にばらつきがある。そしてまた、職員一人当たりの仕事の負荷が非常に増えてきておるという状況がございます。そしてまた、住民さんは質の高い住民サービスを要求されるというふうな状況を考えますと、職員の定員管理につきましても、臨時的任用で対応するというのには限度があるのかなと考えておまして、集中改革プランの期間が一応終了したわけではありますけれども、県の方はやはり引き続き同じような対応をとるというふうなことを申されておられますが、

やはり竜王町のこの現状、合併をしないでやっつけようとするまぢにつきましては、適正な定員管理というものについて再考が必要ではないかなと考えておりますので、この部分につきましてはもう少し検討していきたいと考えております。

以上、すべての回答ができてないかと思うのですがけれども、若井敏子議員の再質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 8番、若井議員。

○8番（若井敏子） 今後のことについて言うと、自ら「今後については」というお話を後段されましたので、本当に大事なことだなと思うのですが、別に臨時の職員さんは、6か月だからいい加減に仕事をしているという人は、きっと1人もおられないと思うのです。本当に一生懸命、竜王町のことを思って仕事をしてもらっている職員さんたちに対する待遇が改善されるような努力を、町としてもやはりしてほしいなと思いますし、6か月で1回は更新するということはあるのですね。そうすると、その人たちに対してはやはり、労働基準法でいう「30時間以上勤務・6か月雇用」があったら、10日間の有給休暇というのはもう決められている日数ですから、このぐらいは取れるようにちゃんとする必要があるということと、臨時の皆さんにも雇用通知書兼確認書という形で、これが契約書になっているのかなと思うのですが、これでは、今おっしゃっている「あなたは正職員ではないので、正職員と同じような仕事をさせるものではありませんよ」というふうなことがここに書いてあるわけではなくて、仕事の内容が違うのだというふうに言われますけれども、これを見る限りでは、そういうことがここには何も書いていませんから、一生懸命仕事をされるのは当然だと思うのですが、どういふふうに正職員さんと違うのかということをもっと明確にする必要があると思いますし、この人たちには忌引き休暇というのがないのですね。忌引休暇ぐらいはどこでも出しているのではないですか。親が死んでも仕事があるから行けないという状況を、竜王町ではつくり出しているのかなと。ここらはやはり、ぜひ改善してほしいところだなと思います。

たくさん数字を整理して、聞けてないということもあって、再質問が十分できないのですが、いずれにしても、職員さんがやはりこのまちを支えていく大事な役割を果たすわけですから、今、「年齢構成がばらついていて今後大変」みたいな話もありましたけれども、そういう意味では、一般公募でその年齢を埋め合わせるということも当然できるのかなと思いますし、能力を持った優秀な職員さんばかりということもなかなか難しいかも知れないのですが、それぞれい

ろいろな能力を発揮してもらえらるような、職務を分担し合いながら、できれば正職員さんを雇用していくという形で、臨時職員さんではなく正職員を雇用していく。しかも、どうしても臨時職員ということならば、待遇が本当に改善される方向をぜひ取り組んでいただきたいということで、町長にその辺のご意向をお伺いして、終わりたいと思います。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 若井議員さんのご質問にお答えいたします。

実は私も、県の首長会で同じようなことを質問したことがございます。ほぼ同じような仕事をしてもらっていて、身分の違いで、待遇を変えさせていただいている、そのことは県でもものすごく起こっているわけでありまして。どういう具合にお考えでしょうかということをお尋ねしたことがございます。

今、課長が答えた内容をあわせましてのことなんですけども、やはり働いていただく以上は、その働く方の待遇改善、これは採用する側の責任であろうかと認識をいたしております。ただ、民主党はマニフェストに人件費をはじめ人員数と総額で両方合わせて20%減らすのだと、こういうことを言っております。そうしたら、今度の予算編成に際する概算要求でどうかと。なかなか人件費は減らせないですから、特別枠でその分をカバーしているというようなことであるようであります。

私は、こういう実態からいたしますならば、人件費を抑える、これはもう通れない道かも知れないですけれども、やはり働いてくださっている皆さんの人数と待遇、すべてをどういう方向にもっていくか、やはり大きな自治体としての課題があるようにも思います。

これにつきましても、またまた勉強を重ねて対応してまいりたいという思いでおります。以上、若井議員さんのご質問への答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 次の質問に移ってください。8番、若井議員。

○8番（若井敏子） 次に、地域経済活性化のための中小企業振興条例の制定をということで質問をしたいと思います。

アウトレットが開業しまして、間もなく平和堂も開業することになっています。この時期に町は新たな企業を呼び込む施策を、固定資産税の3年免除など、飴のようなものをちらつかせて進めようとしているわけですけれども、町長は町財政が思わしくない原因を、リーマンショック以来の経済不況が予想以上に厳しいもので、町税収入が落ち込んだためだと、議会当初のごあいさつの中で説明されま

した。

その町税収入は、大手企業の法人町民税のことかと思えますけれども、町長にお伺いしますが、町内中小企業の町税収入の落ち込みをどのように掌握されているかということをお伺いしたいと思えます。

廃止をしようとして次の議会に後回しをしたという、いわゆる産業振興条例について、もっと具体的で実効性のある、関係者の知恵を集めたものに改正すべきという思いから、特に町内中小企業の育成に焦点を合わせて、調和の取れた地域社会の発展をめざす広義の内容を含んだ条例の制定を求めるものです。

国際的な経済の先行き不安はあるものの、いまや地域の経済を地域社会の中で構築することは欠かせない時代になっています。アウトレットができて、平和堂が進出すれば、既存の竜王の中小企業はどうなってもいいというのではなくて、こういう時代だからこそ、地域づくり・まちづくりと中小企業の活性化を一体的にとらえ、相乗効果が生み出されるような施策を、町が主体的に取り組まなければならないと考えます。

県で言えば、例えば千葉県・大阪府・愛媛県、市で言えば吹田市など、全国70カ所ぐらいで中小企業家や後継者、大企業家も研究者も、また金融機関も加わって、議論を積み重ねて「地域振興条例」をつくられています。アウトレットや平和堂、個々の協定は竜王町でもつくられていますけれども、地域振興条例で個々の役割・責務を明確にするために、この条例制定に向けた取り組みをぜひお願いしたいという立場で質問するものです。よろしくお願いします。

**○議長（寺島健一）** 田中住民税務課長。

**○住民税務課長（田中秀樹）** 若井議員さんから、「地域経済活性化のための中小企業振興条例の制定を」についてのご質問にお答えします。

まず私の方から、法人町民税の落ち込み状況についてお答えいたします。本町の町税収入を平成20年度と平成21年度で比較いたしますと、3億5,000万円弱の減少となっており、その主なものとして法人町民税が3億3,000万円余りの減少となっており、その中でも、一企業で3億1,000万円余りの減少となっており、町税全体の減少の大きな要因となっているところであります。

また、町内中小企業の町税収入の落ち込みにつきましては、法人町民税で2,300万円余りの減少となっており、中でも法人税割の部分において2,200万円余りの減少となっていることから、経済不況が大きく関連していることが

表れていると考えられます。

以上、私の方から法人町民税の落ち込みの状況についての回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 井口産業振興課長。

**○産業振興課長（井口和人）** 続きまして、条例制定に向けた取り組みについてのご質問にお答えいたします。

町では、平成15年4月1日に地域の活性化と町民の雇用機会の拡大を図り、町の経済の発展と町民の福祉の向上に資することを目的とした「竜王町産業振興条例」を制定しております。この条例は、町の産業振興に寄与すると認められた事業者が工場等の施設を新設または増設する場合に、奨励金を交付することにより支援する制度であり、奨励金交付の対象要件は、施設整備投資額・雇用増人員ならびに敷地面積と定め、施設の新設にあつては投資額の100分の5以内で1億円を限度とし、また、増設にあつては投資額の100分の2.5以内とし2,500万円を限度として、奨励金の交付を行うことができます。

本産業振興条例は、工場・共同店舗・大規模農業施設が対象ではありますが、本条例が制定されてから現在に至るまで奨励金を交付させていただいた実績は、大規模農業施設の増設に伴う1件のみであることから、一層の効果的な制度に転換する必要があると考えるところでございます。

このような中、全国的には中小企業の重要性を認識し、中小企業の振興を重要施策と位置づけ、住民・企業および自治体の責務を明確にした「中小企業振興基本条例」が制定されております。長引く経済不振が依然と続く中、本町におきましても、雇用の確保と拡大、所得の向上、消費生活の安定と安心など町民生活の向上が求められており、町の経済全般の発展に重要な役割を果たしてきた町内企業が活性化することは、今後の地域経済の発展および町民生活の向上に寄与するものと考えております。

そのためには、中小企業者等の自主的な経営努力はもちろんのこと、町・大企業・町民が中小企業の振興について理解と協力を深め、それぞれの役割を明確にし、パートナーシップをもとにしながらそれぞれの責務を果たしていくことが重要と考えております。現在の中小企業を取り巻く経済的・社会的変化等を踏まえ、中小企業等を振興するための産業振興条例のような底上げをする施策と、本町のさらなる経済の発展と町民生活の向上に資する制度となるよう、他市町で制定されている中小企業振興条例およびその策定プロセスを参考にしながら、検討して

まいりたいと考えております。

以上、若井議員さんの「地域経済活性化のための中小企業振興条例の制定について」のご質問にお答えし、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 8番、若井議員。

○8番（若井敏子） 私の言っています地域振興条例というのは、課長が一番後段で述べていただいている部分なんですけど、町で産業振興条例があるからいいのだというのではなくて、産業振興条例というのは町が勝手にと言ったら語弊がありますけれども、町がつくっているものですね。私が言っている地域振興条例というのは、地域のまちづくりに関わる条例なんです。だから、中小企業家だけがつくるとか、関係者だけがやるのだというのではなくて、まちづくりの一つとしてつくっていくものですから、今後段でおっしゃったみたいな取り組みは、ぜひお願いしたいと思います。

先日、町長も副町長もお話しいただきましたダイハツが新技術新工法の展示商談会を開いたということで、町内3社が出展したというふうに報告されていましたが、私もこの3社のうちの1社の社長と先日しゃべってまいりまして、非常に前向きなというか、意欲的な取り組みをしているというお話をされていて、小さな企業と言うと失礼ですけども、本当に前向きにがんばっておられるという姿はすごいなと思って聞かせてもらったところですけども、ダイハツのような大企業を対象とするのではなくて、中小企業家同士のつながりをつくっていく。最近特に開かれなくなりました産業フェアですけども、町内のいろいろな事業所が集まって、それぞれの持ち味を見ていただくような産業フェアみたいなものは、やはり大事なのではないのかなと思ったりしていますし、ぜひその辺も検討の材料にしてもらいたいなと思います。

もう1つは、リフォーム助成なんですけども、地域おこしということでは大変大きな成果をあげているということが、全国で多数の事例が報告されています。岩手県の宮古市ですけども、この4月から助成制度をスタートさせて、当初500件・5,000万円の予定で予算を組まれたのですが、2週間でほぼ満杯になって、急遽もう500件分を追加されて、ところがこれも足りなくて、6月議会では1,500件を追加されて、結局、2,500件・2億5,000万円を予算化されたという話があります。

この宮古市の市長は本当にびっくりされて、こんなにすごいものかと思ったという話があったのですが、竜王町は昨年やって、今年はまだやっていませんから、

成果をどういうふうに見ていただいているかなというお伺いをしたことがあるのですが、やはりあれは地域おこしには大きな起爆剤になるのだということで、ぜひご検討いただきたいと思うのです。

助成がなくなってしまってから、実は私の家もリフォームしてございまして、当初、キッチンを入れ替えだけを150万円ぐらいでしようかなと思っていたのですが、天井を張り替えよう、床を張り替えよう、壁を張り替えよう、トイレを少し大きくしようというふうに話をしてしまいますと、結局、予算が3倍ぐらいになってしまったと、こんなこともあるわけですが、そういうおうちというのはたくさんあるのではないかなと。そういうふうにしようかなと思わせる一つの材料として、住宅リフォーム助成というのは大事なのではないかなと、そのこともぜひ検討いただいて、町内で使える商品券、今、プレミアム商品券を出していただいていますけれども、そういう形で町内で循環するような、そういう形の助成制度というのは、やはり改めてつくっていただくようお願いしたいなと思います。

もう1つ、日野町なんですけれども、知事も視察されたと聞いていますが、農家民泊、来年の予約が年間500人という話でした。都会の子どもたちが農家に泊まって、そこでいろいろな体験をすると。2泊3日の修学旅行、これほどすごい経験をしたことがないということを子どもたちは帰って言うそうです。そうすると親が、「本当にいい思い出をつくっていただいてありがとうございます」と言っていて、泊まったおうちに親が電話されるのだそうです。そこから両方のつながりができてくるのです。これで農家は自分の家でとれたものなどを食事に出されるのですけれども、それでまたお年寄りが20万円ぐらいの収入を得られることができたという話もあって、大きなものではないのですけれども、やはり月2万～3万円ぐらい農家の皆さんに副収入が入ってきたら、それがまた地域内で循環していく材料になるのではないのかなと。そういう意味では、この農家民泊の取り組みも、二番煎じということではなくて、ぜひ竜王でもやってもらったらどうかなと。日野は、うちだけで年間1万人もの子どもはできませんから、ぜひ他のところもやってくださいと、知事に県下でも広げてほしいというふうに言われたそうですから、ぜひ竜王も手を挙げてほしいなと思います。

それで、産業フェアのことと、住宅リフォームのことと、農家民泊のことについてはどうにお考えか、地域経済活性化という立場でご所見をお伺いできたらありがたいと思います。

**○議長（寺島健一）** 井口産業振興課長。

**○産業振興課長（井口和人）** 若井議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

1点目の、地域の活性化という形で産業フェアの必要性、また今後どのような形で展開していくかという部分でございます。これにつきましては、3年に1度ということで計画もさせていただいているわけでございます。現在の計画でいきますと、来年度になるかと思えます。来年度は産業フェアの実施予定を、現計画ではなる予定でございます。

それに伴いまして、各企業さんからの展示をしていただく中において、各企業からのPRならびに町の活性化という形で事業展開させていただいているものがございます。

またもう1点、リフォーム助成でございます。これにつきましては、先の議会でも説明させていただいたかと思えますが、リフォーム助成につきましては、今年度はプレミアム商品券を活用する中において、竜王町町民全体の支援という形の中で実施させていただき、またその中でリフォームにつきましても使っただけというような拡大で実施をさせていただいているところでございます。

もう1点の農家民泊でございます。これにつきましては、お隣の日野町さんが積極的にされている部分でございます。2泊3日、県外の修学旅行生を対象とした中において、農村での生活を味わっていただくという、また、都会の方からは魅力のある農家民泊という形でされているわけでございます。

若井議員さんもおっしゃられますように、年々増えているということは聞かせていただき、近隣の市町村等に受入体制等もしゃべられているというように聞かせていただいております。

竜王町におきましても、少し前でございますが、こういう話があるという形で農家民泊等も考えていたわけでございますが、いろいろと諸条件がございまして、いかなかったという部分でございます。今後におきましては、隣の日野町さんでもされている、また東近江市さんでもされるということも聞かせていただいておりますので、検討もさせていただく中において、農家生活、田舎での生活という形で都会の方に味わっていただき、観光の一環、また町の活性化に努めてまいりたいと思えます。よろしく願いいたしまして、ご質問の回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 8番、若井議員。

**○8番（若井敏子）** 住宅リフォームをプレミアム商品券で賄いなさいなんて、そん

なバカなことをこんなところで2回も言わないでくださいよ。あれは1万円買って2,000円ですか。私は500万円の家を450万円かかって直そうとしているのに、2,000円の補助しかできないでしょう、あれは何枚も買えませんから。そんなことを大きな声で、議事録から抹消した方がいいですよ、残しておいたら、何を課長は答えているのかという話になりますよ。

岩手県の宮古市の話は、本当にすごい反響だったのですって。それでもうすごい、予算で2億5,000万円ですか、市の規模ですから、もちろん町の規模とは違いますけれども、それが本当に全部地域に返ってくるわけですから、先ほど法人町民税の減の話がありましたけど、大工さんとか左官屋さんとかいうのは、もちろん法人町民税の部類に入る人たちでもないかも知れないのですけれども、一般の町民税の減った分ぐらい、もうこれだけできっと賄ってしまうだろうと、戻ってくるだろうと、そのぐらいの力のあるものです。町内業者でやるわけですから、本当にいろいろなところがどんなことをしているのかと、どういう結果が出ているのかを、しっかり見てもらって、「プレミアム商品券でいいではないですか」では、終わらせてほしくないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

日野の話、都会の子どもは「日野の空は青くて広い」と言われたのですって。マンションの窓から見る空は、建物がいっぱい建っていますから、これだけしかないのですって。ところが、日野へ来たら、空がこんなにあると。「空ってすごいもんだなあ」と、帰って言われたという話があつて、本当に純粋な子どもたちが地域の自然に触れて、そこでお米がつくられている、野菜がつくられているということを知ったら、また視野が開けてくるのではないかなと。そういう役割をぜひ竜王でも果たしていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（寺島健一） 次の質問をお願いします。8番、若井議員。

○8番（若井敏子） 子宮頸がんの予防に補助をとということで、3つ目の質問をしたいと思ひます。

日本では、年間1万5,000人の女性が子宮頸がんを発症し、そのうち3,500人が命を落としていると言われていています。死に至らなくても、子宮の摘出や放射線治療などで子どもができなくなる女性が6,000人もいます。

子宮頸がんの予防ワクチンは、世界的には70%の効果、日本では60%と、その効果が推定されています。世界100カ国でワクチンが承認され、26カ国

で公的補助が進められています。栃木県の大田原市や千葉県のみすみ市では、全小学校で6年生の女児の希望者に全額公費負担でワクチンを接種しています。山梨県では1人当たり1万5,000円を上限に助成するとし、接種対象は小学校6年生と中学3年生、市町村が補助制度を設けた場合は半額を県費補助するとしています。

滋賀県は6月の県議会で、「子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める請願」が自民党や共産党と無所属議員の賛成多数で採択されて、市町の実施するワクチン接種に県として公費補助を支援すること、国に対して定期接種対象疾患に位置づけるように求めています。竜王町として、公費助成をぜひとも実施いただきたいものですが、ご所見をお伺いします。

また、子宮頸がんの予防に必要なのはやっぱり定期的な検診です。町として子宮がん検診の受診状況について、どのように把握しているのかをお伺いします。国保に限らず社保の方にも定期検診の必要性をPRしていただいて、罹患者が発生しないように取り組んでいただきたく、対応についてお伺いするものです。

**○議長（寺島健一）** 山添住民福祉主監。

**○住民福祉主監（山添登代一）** 若井敏子議員さんの「子宮頸がん予防に補助を」についてのご質問にお答えいたします。

議員ご高承のとおり、現在認可されている子宮頸がん予防ワクチンは、発がん性ヒトパピローマウイルスの中でも、特に子宮頸がんの主な発症原因となっておりますヒトパピローマウイルス16型と18型の感染を防ぐワクチンでございます。海外では既に100カ国以上で使用されており、日本では、平成21年10月に承認され、平成21年12月より一般の医療機関で接種することができるようになりました。

子宮頸がんはその他のがんと異なり、ヒトパピローマウイルスというウイルスの感染により発病することが明らかになっています。ヒトパピローマウイルスは、皮膚と皮膚の粘膜による接触によって感染するウイルスで、すべての女性の約80%が一生に一度は感染するといわれる、とてもありふれたウイルスです。ワクチンを接種することで、発がん性ヒトパピローマウイルスの感染から長期にわたって身体を守ることが可能になります。

しかし、このワクチンは、既に感染しているヒトパピローマウイルスを排除することや、子宮頸がんを治す効果はありません。予防接種後のヒトパピローマウイルスの感染を防ぐものであります。

厚生労働省は、8月末までに財務省に提出された平成23年度予算概算要求で、「子宮頸がん予防対策強化事業」として149億6,000万円を盛り込んだことを公表されています。これは、市町村が実施する事業等に要する接種費用や事務費などの費用の一部、約3分の1相当額を新たに助成する方針であるとのことでございます。

しかしながら、同事業は予防接種法などで法定化された事業ではないということから、国が接種を積極的に推奨するものではないため、市町村は任意の予防接種で健康被害が生じた場合に備え民間の保険に加入することが条件とされております。また、予防接種法への対象疾病として、ヒトパピローマウイルスワクチンについて厚生科学審議会感染分科会予防接種部会で、予防接種法上の位置付け等についても現在検討がされているところであります。

ご質問の町としての公費補助についての考えでございますが、現在、大変厳しい財政状況ではありますが、国におきまして、平成23年度予算概算要求で任意予防接種での助成について概算要求をされていることもあり、県内の公費補助の状況なども見極めながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、子宮頸がん検診の受診状況につきましてのご質問でございますが、がん検診につきましては、胃がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がんの4種類の検診を実施しております。集団検診で、それぞれ年間6回行っております。ただし、胃がん・大腸がんにつきましては集団検診のみ、乳がんと子宮頸がんにつきましては、検診していただける医療機関と契約を行い、現在、乳がん検診4医療機関、子宮頸がんでは44医療機関にお願いしており、受診率の向上に努めているところでございます。

子宮頸がん検診の受診状況につきまして申し上げます。平成19年度では、254人で受診率25.1%、平成20年度では367人で27.9%、平成21年度では414人で31.6%となっております。平成20年度の県平均の受診率が15.3%ですので、県平均より受診率は高い結果となっております。

特に昨年から国の女性特有がん検診推進事業が始まり、子宮頸がんと乳がんを発症しやすい年代の方に無料クーポン券を配布したところ、子宮頸がん・乳がんともに受診者数および初回受診者数も増加しております。

がん予防につきましては、日ごろからの健康管理に加え定期的な検診が必要であると認識いたしております。受診勧奨につきましては、健康教室などでも定期

的な検診を受けていただくようお願いをしているところでありますし、有線放送や町広報での定期健診の必要性を啓発し受診勧奨に努めているところでございます。本年度は、健康推進員さんにも各字に受診勧奨のビラを配布していただくなど、毎年工夫をしながら取り組みをしております。今後も、検診の受診率を高めることにより、早期発見・早期治療に努めてまいりたいと考えております。

簡単でございますけれども、若井敏子議員さんへの回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 8番、若井議員。

**○8番（若井敏子）** 竜王町では、子宮頸がんだけの検診というのをしているということですか。

私、実は国の来年度予算の概算要求でこの補助が出されているというのは、情報としては知っているのですけれども、概算要求で出たら必ずしも確定するというものではもちろんありませんから、市町村がどういう動きをするかで国は変わってくると思うのです。特に今、民主党の政権になって、やっぱり国民の声を反映するというのは、そういう意識はやはり今までと違って大きいのかなというふうに思いますし、地方がそういう取り組みをしているということが見えてくると、国も「そうは言っておられないな」、「やめようか、いやいや、やめられないな」ということになってくるんじゃないかなと、そういうふうに思うのです。

子宮がん検診の受診率も年々増えているということから見ると、やはりそれだけ女性の関心はあるのかなというふうにも思いますし、ぜひ、予算がどうのこうのどと、何もかも予算がどうのこうのと言われると、何か先が見えてこなくなりますからね、あっちでもこっちでも予算がありませんと言われたら、もうなんか先が暗くなってきます。せめてこの子宮頸がんの補助ぐらいは、竜王町でやりますと、国も後押ししてくれると思いますから、やりますという方向をぜひ出してほしいと思いますので、もう一度言ってもあれでしょうから、またあの調子で答えていただきますと明日になるかも知れませんが、そのくらいにしておきたいので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

**○議長（寺島健一）** この際申し上げます。ここで午後4時40分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後4時25分

再開 午後4時40分

**○議長（寺島健一）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

山添住民福祉主監。

**○住民福祉主監（山添登代一）** 先ほど若井議員さんからご質問いただきました内容につきまして回答させていただいております「子宮頸がんの予防についての補助」の内容で説明させていただきました子宮がんにつきましては2種類ございまして、子宮頸がんと子宮体がんというのがございしますが、竜王町が検診で実施いたしておりますのは、子宮頸がん検診を実施させていただいております。その内容につきましてご回答させていただいたところでございます。以上、よろしくお願いたします。

**○議長（寺島健一）** 8番、若井議員。

**○8番（若井敏子）** では、次の質問です。テレビのデジタル化ですけれども、この完全移行に課題はないかということで質問をします。

1年後に迫ったテレビのデジタル移行について、竜王町ではテレビが見られなくなるなど課題がないのかについて、お伺いをします。総務省の浸透度調査では、受信機などを保有している世帯は83.8%、ところが、年収200万円以下の低所得層では67.5%と、低くなっています。地デジに転換する費用は5万円くらいだそうです、「まだ見られるのにテレビを買い換えるなんて、とても、とても」という世帯が、竜王町でもあるのではないのでしょうか。

そこで、まず伺いますが、この問題での相談窓口はどこで、そのことについて住民への徹底はされているのかをお伺いします。生活保護世帯や受信料免除者に対して地デジチューナーを無償配布することになってはいますが、その申請などは進んでいるのか、対象の方々が気軽に相談できるような体制はできているのかをお伺いします。また、一般の受信者も地デジ対応に切り替えるための必要な資金について貸し付けるなどの支援策がないのかをお伺いします。

いずれにしても、テレビが見られなくなるという世帯がないように対応いただきたいものですが、どのようなお考えで取り組んでいただいているのかについてお伺いをします。以上、よろしくお願いたします。

**○議長（寺島健一）** 杼木政策推進課長。

**○政策推進課長（杼木栄司）** 若井敏子議員さんの「デジタル完全移行に課題はないか」のご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、平成23年7月24日正午にアナログ放送はすべての放送が終了し、以降は地上デジタル放送のみとなります。今の生活には不可欠となったテレビが、より進んだ放送の受信ができるだけでなく、電波の有効活用に向け、そのデジタル化への移行が国を挙げて進められています。所掌している総務

省では、地上デジタル放送への完全移行に向けて、国民が円滑にデジタル放送を受信できる状況になるように、必要な環境整備や支援策が実施されているところでもあります。

さて、ご質問の1点目の相談窓口についてお答えいたします。住民さんからのご相談やお問い合わせについては、総務省の「地デジコールセンター」が、特に受信に関する相談窓口となります。あわせて、各都道府県に「総務省テレビ受信者支援センター」（通称：デジサポ）が設置され、滋賀のセンターは「デジサポ滋賀」と呼ばれております。ここでは、ご相談内容の必要に応じて、受信者の方々や共同受信施設の管理者等へ直接伺い、デジタル放送移行のための説明も行っております。

また、町段階での問い合わせ窓口は、政策推進課の情報政策担当が行っており、町民皆様からのお問い合わせに対しましては、デジサポ滋賀を紹介したり、地域事情を添えての受け渡しを行うなど、きめ細やかな対応に配慮いたしております。

次に、2点目の周知徹底についてでございますが、これが町の担う大きな役割の1つでありまして、相談窓口の広報をはじめ、対応策などの啓発や情報提供を行うことが中心となっております。具体的には『広報りゅうおう』やパンフレットなどによって、町民の方に触れる機会に配慮いたしております。特に『広報りゅうおう』では、掲載頻度を上げて周知に努めております。

加えて、昨年8月に行われました「ふるさと竜王夏まつり」で特設ブースを設け、町民に触れる機会の提供のほか、近くは来週9月27日・28日に役場1階町民室にて「地デジ何でも相談会・説明会」も開催の予定をしており、デジサポ滋賀と連携しながら啓発・周知徹底の提供に努めております。

続きまして、3点目の生活保護世帯等への地デジチューナーの無償配布の件についてお答えします。ご承知のとおり、デジタル放送の受信機器については、視聴者の自己負担で購入することが前提ではありますが、地上デジタル放送が生活に必要な情報を提供していることに鑑み、経済的な理由で対応することができない世帯等に対して、各世帯のアナログテレビのままで地上デジタル放送を受信するための簡易なチューナー（1台限り）の無償給付・訪問設置が行われています。

具体的には、①生活保護などの公的扶助を受けられている世帯、②障がい者のおられる世帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税の世帯、また③社会福祉施設に入居され、自らテレビを持ち込んでおられる世帯、これらのいずれかの世帯のうちで、NHK放送受信料が全額免除の世帯が対象となっております。

そこで、申請状況のお尋ねについては、本町における平成21年度実績は、申込数23件に対して19件の対応済であります。また、平成22年度におきましては、当初の申し込み期間でありました7月2日現在では13件が申し込みされており、13件につきましては、今後、無償給付・訪問設置等の対応をされていく予定であります。

支援対象数の正確な把握は難しい状況ではございますが、着実に地デジ支援を受けておられる世帯が増加しているものと考えております。また、対象者の方からの相談体制のお尋ねにつきましては、この支援は申込期限が7月2日だったものが、本年12月28日までに延長されております。今後におきましても、引き続き啓発広報はもとより、福祉関係部局を中心に、申請遅れのないように、町内の障がい者などの世帯に訪問されている機会を活用して、こういった地デジ支援が受けられることについて、きめ細かく直接的な啓発を行ってまいります。

続きまして、4点目の一般家庭への支援策のお尋ねについては、申し上げましたように、NHK放送受信料が全額免除の世帯への支援策はございますが、一般の受信者への資金貸付等の支援については、ございません。

最後に、円滑なデジタル化への移行につきましては、いずれにいたしましても、アナログ放送終了を1年以内に控え、本町においても、町内のご家庭が地上デジタル放送への対応を完了されるよう、国を挙げてのキャンペーンも徹底されてまいりますので、これに合わせて周知徹底に努める所存でございます。本日の議会でのご質問や回答も、町民皆さんに向けての大変有効な啓発広報の手段になり得ると感じております。お礼を申し上げまして、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 8番、若井議員。

○8番（若井敏子） 質問してお礼を言われたのは、どうも19年で初めてかも知れないです。

一番最初に質問しています相談ですけれども、具体的に町に対して相談があったというのは何件くらいだったのかということだけお伺いして、あとは終わりたいと思います。

○議長（寺島健一） 杼木政策推進課長。

○政策推進課長（杼木栄司） 若井議員の再質問にお答えさせていただきたいと思っております。

直接、町の方にお問い合わせがあり、経由をさせてもらった案件につきましては、2件でございます。双方とも、地デジテレビを設置したというところでござ

いますが、アンテナの調子とか場所の関係もございましたので、映りが悪いというようなことのご質問がありました。については、その状況を踏まえてデジサポ滋賀の方へおつなぎをさせてもらって、デジサポ滋賀の方からその2件の方にご連絡を申し上げて、ご説明を申し上げたというようなことでございます。以上です。

○議長（寺島健一） 8番、若井議員。

○8番（若井敏子） もう1つだけ、それは解決したのですか。

お伺いしているのは、西横関ですか、その辺で問題がある方があったという話ですが、それはこのことなのかなと思うのですが、それはもう解決したというふうに思っているのですか。

○議長（寺島健一） 杼木政策推進課長。

○政策推進課長（杼木栄司） 再々質問にお答えさせていただきたいと思います。

2件につきましては、山之上地先と今お話がありました西横関地先でございます。山之上地先の案件につきましては、電話等の問い合わせの中で解決したということで聞いております。西横関地先のところにつきましては、私どもがデジサポ滋賀の方から聞かせていただいておりますのは、まずは状況把握と診断をさせてもらいたいということで返答を聞いております。そのあとのことにつきましては、まだ私どもとしては把握いたしておりません。以上です。

○議長（寺島健一） 次の質問に移ってください。8番、若井議員。

○8番（若井敏子） 最後の質問です。住民の皆さんの要望に、どういうふうに町として応えていただけるのかについて、お伺いをしたいと思います。

今年7月、庁舎に来られた住民さんが、町長宛ての要望書を職員に預けられました。同じものが2人の議員にも届けられたのですが、その届けられた議員の1人として、この要望をどのように処理されたのかについてお伺いするとともに、町長には住民が気軽に声が掛けられる距離にいていただいて、住民の要望や意見を聴取する体制をつくっていただきたいとの思いから、以下質問をするところです。

まず、この住民さんの要望は、こういう封筒に入っていて、こういう中身なんですけれども、担当にはお目通しいただいている、ご承知のとおりですが、この中身について、まず質問をしたいと思います。

この方は、1番目には山田川沿いの自転車・歩行者優先道路に看板などを立てて、自動車が侵入しないようにしてほしいということと、その道路に街灯をつけてほしい。2つ目には、新山面橋近くの自転車歩行者優先道路は、標識が倒れか

けているので直してほしい。3つ目は、須恵西交差点の歩道橋コンクリートが割れているので直してほしい。4つ目は、惣四郎川沿いの自転車歩行者優先道路は、草や木を切って凹凸を直してほしい。念仏橋でその道が切れているので、なんとかしてほしい。このような、自転車・歩行者を優先する道路行政を進めてほしいという内容でありました。まずこのことについて回答をお願いしたいと思います。

私は、この要望書を受け取った時に感じたのですが、この住民さんは、どこで自分の思いを伝えるのかを悩まれたのではないのかというふうに思うのです。ぜひこの機会に、町長自身をもっと住民に近づく方法をお考えいただけないかと思うのです。就任当初は、「足しげく住民の皆さんのところに足を運んで」というお話もありましたけれども、なかなかそれもかなわないところなのかなと思うのですが、「町のホームページで質問が出てきたら答えます」とか、あるいは「1週間に一度や二度は町民室でお待ちしていますから、ぜひ来てください」とか、そんなことで住民要望に応える、住民さんと直接話をするという機会をぜひつくっていただきたいと思うところですが、ご所見をお伺いします。

**○議長（寺島健一）** この際申し上げます。会議時間を延長いたしますので、あらかじめご了承願います。

村井建設水道課長。

**○建設水道課長（村井耕一）** 若井敏子議員さんからの「住民要望にどうこたえるか」についてのご質問の、住民さんの要望についてお答えいたします。私からは、要望書の各項目ごとの対応についてご説明します。

1点目の「山田川沿いの自転車歩行者優先道路に看板などを立てて、自動車が侵入しないようにしてほしい。街灯をつけてほしい」につきましては、山田川左岸堤で町道鏡七里線との取付のところには、既に自動車の進入止めのためのコンクリートブロック3個を設置、看板は「バイコロジーモデル事業自転車歩行者優先道路」の看板を設置しております。しかしながら、街灯の設置につきましては、河川敷であり河川構造物以外の設置は好ましくないことから設置できませんので、計画はありません。

2点目の「新山面橋近くの自転車歩行者優先道路標識が倒れかけている。直してほしい」につきましては、標識が基礎とも上置きになっていることから、基礎を埋設し修繕を予定しております。

3点目の「須恵西交差点の歩道橋コンクリートが割れている。直してほしい」につきましては、平成21年度に美松台自治会長よりご要望いただいております、管

理者であります滋賀県東近江土木事務所へ対応していただくよう要望しておりますが、いまだに対応していただけておりませんので、再度要望してまいりたいと考えております。

4点目の「惣四郎川沿いの自転車歩行者優先道路の草や木を切って凹凸を直してほしい」につきましては、昭和56年度から昭和59年度にかけて、バイコロジーモデル事業自転車優先道路として整備を図ってきたところであり、農道や河川堤防を利用して自動車交通の少ないルートを選定し現在も自転車、歩行者のみなさんに利用していただいております。

ご要望のルートの草刈り等につきましては、8月30日から9月6日にかけて実施いたしました。また、路面の凹凸については、アスファルト乳剤や補修材をもって応急修繕等も行っております。今後におきましても凹凸のひどい箇所につきましては、補修材等で部分的に補修を実施し、維持管理に努めたいと考えております。

また、「念仏橋で切れている。何とかしてほしい」とのご要望ですが、念仏橋からは惣四郎川左岸は河川堤防も狭く、当初計画において橋梁を横断し祖父川左岸堤防をバイコロジー道路と計画したものであり、こちらの利用をしていただくようご理解をお願いするものでございます。

以上、簡単ではありますが、若井議員さんのご質問の「住民さんの要望」の回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 杼木政策推進課長。

**○政策推進課長（杼木栄司）** 続きまして、住民様からの要望等の窓口担当であります政策推進課より、対応の方法についてお答えいたします。

若井議員にも届けられました要望書につきましては、匿名でありましたが、町長への貴重なお手紙として、担当する関係課へ経由を行ったところであります。このように個人から寄せられる町長へのお手紙・葉書・ファックス・メールについては処理要領により、生活者原点を基本とした政策立案や事務事業改善につながるべく事項を定めております。

手紙の内容については、町政への提案をはじめ要望・意見・苦情等が寄せられており、ご返事可能な住所と氏名を明記いただいたものについては、必ず返信させていただきます。

今回のお手紙のように住所・氏名を記載されずに寄せられる要望書については、返信先やお手紙内容の意図の確認など再度、ご連絡申し上げようにも差し上

げられないのが実情でございます。しかしながら、いただいたお手紙は貴重なお声として大切に扱い、関係部署との情報共有を図り、お返しを想定した認識をもって対処しますし、時として、その返答を広く町民の方々にお話しできる機会でお知らせしたり、関係ある区長様へお返ししたりするなど、できる限りの回答の発信を行っているところであります。

これまでも、内容によりましては、施設改善など気付かない点についてのご指摘もあり、改善へとつなげるケースもございましたし、このように、町長への手紙等については、貴重なご意見として承り、行政に反映できるように努めているところでございます。

一方、区長様からいただく要望につきましても、事務処理要領を定め、区長様へご回答申し上げております。地域を代表され、公平な観点からのお申し出であることから、地域の大切なお声として最大限の対応を行っております。できますれば、地域の生活課題にかかる個人の要望については、お住まいの地域には区長様など地域の代表者がいらっしゃいますので、地域事情を考慮・調整いただき、区長様からの要望として町へも申し出ていただくことをお願いさせていただいているところでもございます。

町長に向けての住民様からお寄せいただくお電話や面談についても、内容等をお聞きした上で、町長へつなげていただき、町長自身も丁寧な対応を身上として対応いたしております。また、本町のホームページからもご質問いただけるようにも整えております。これの周知にはさらに努めてまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、住民様からのお声は、様々な方法でお聞きし、お申し出に丁寧に対応をさせていただいていると考えております。住民皆さんにとりまして、私たちのまちは、顔の見える、まさに身近な行政であります。気軽に町職員に声をかけていただき、役場に申し出いただき、しっかりと私どもが対応することが、本町らしい対応と考えております。以上、若井議員の質問のお答えとさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 竹山町長。

**○町長（竹山秀雄）** 若井議員さんのご質問でございますけど、自治会の中でいろいろと協議をしていただきまして、役場の方へ届けていただく要望書、これはもうはっきりと、どここの自治会様がこういった課題を持っておられる。これはすぐに対応しなければならないということで、こちらも迅速に行動できるわけでございますけども、そしてまたこれがやはり基本ではないかなと私は考えておりま

す。

ただ、今のように匿名でいただく手紙なりファックスなり、たくさんございます。正直申し上げまして、なかなか対応しづらいことも起こっております。ただ、その内容を見せていただきまして、これはあそこの在所の課題ではなかろうかということが判断できますものにつきましては、係を通じまして区長さんにもお伝えいたし、対応をさせていただいております。そして、その結果もお伝えをしているところでございます。

ただ、私はいただいたその内容につきましては、やはり町への親切なご提言という具合にとらまえておりまして、すべてファイリング、そしてまた日付を入れて、あとどうなったかということも確認をいたしております。

これは一般的なことでございますけれども、私が直接皆さんのもとへと、これが一番必要なことであるわけでございますけれども、なかなか物理的に難しい面もございます。さりとて、住民の皆さんの中にどういった問題が、これからどういった課題があるか、これは行政の基本的なところの問題でもありますので、やはり皆さんのお声を聞く姿勢と皆さんの中へ入っていく姿勢、これは忘れてはならないという思いでおります。

役場の職員の皆さんには、私が答えるのと同じような答え方をしないといけないよと、それと、伝えられた声は速やかに町長へあがるように、間違いなく、正しく、早く、こういったことを常に伝えているところでございます。やはり、役場の職員の皆さんは、竜王町の中心にあって行政の執行の担当者でありますので、町民の皆さんに対応するその対応の仕方、これは町長がしているのと同じことであってほしい、あるべきだということで指導も続けているところでございます。できましたら、皆様には気軽にお越しをいただいて、また気軽にお話を聞かせていただいて、私も足しげく皆さんのもとへと、これが大事な要素であることは、これはもう言うまでもございませぬ。また、できたら早くにという思いでおります。以上、若井議員さんのご質問に対するお答えとさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 5番、山田義明議員。

**○5番（山田義明）** 5番、山田義明。若者の定住促進について伺います。

今日までの竜王町の人口実績推移と将来人口推計によりますと、このままの状態が続くとすれば、今後10年で約1,000人の減少が見込まれています。人口構造は、平成17年に0歳から14歳の年少人口と65歳以上の高齢者人口比が逆転し、年々少子高齢化が進み、まちの活力低下も懸念されます。

昨年実施された町民意識調査において、町民の方々の定住意向の結果は、「まあまあ良い」が49.5%、次いで「住み良い」が25%となり、合わせて75.5%と、生活環境に満足されている意見が多くなっていますが、年代別に見ると、特に20歳代と30歳代や働いておられる年代で低くなっていて、就労面等での課題が感じられます。

この課題の解決は、竜王町の持続的発展と活力のあるまちづくりを推し進めるためにも必要であり、若者の定住促進につながるヒントにもなると思います。まずは、町民意識調査での定住意向の低い働く世代での就労面等での課題は何なのかを確認されているのかどうかです。次に、特に若者の定住促進に関して、今まで取ってきた施策と今後重点的に何に取り組まれるかをお伺いいたします。

○議長（寺島健一） 杼木政策推進課長。

○政策推進課長（杼木栄司） 山田義明議員さんからの「若者定住について」のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「町民意識調査での定住意識が低い働く世代での就労面での課題は何なのか」とのご質問についてお答えします。

議員の質問にもございますように、「竜王町は住みよいか」との設問に対する回答結果を見てみますと、20代～40代における「住みよい」と「まあまあ住みよい」をあわせると、共に70%程度と、高い比率となっています。しかしながら「住みよい」だけで見ると、働く世代である20代では24.2%、30代では17.5%、40代では15.3%となり、全世代での25.0%と比べると低い率となっております。

これらの結果を他の設問と重ね合わせて見ますと、これからの竜王町に必要なものとして、「医療や福祉の整備」に次いで、「公共交通機関の充実」の比率が高くなっております。まだ通学の送迎の必要性が低い30代においてもこの率が高くなっていることは、通勤手段としての公共交通機関の充実が求められていると想定できます。

また、子育てしやすいまちになるための方策について、「保育サービスの充実」が他の世代と比べて高い比率となっています。このことから、子育てと仕事の両立を実現するための支援の充実が求められているものであると考えています。

さらに、産業の活性化のために必要なこととして、「大型店の誘致など商業の活性化」や「企業誘致による工業の振興」が高くなっており、生活の利便性や税

収確保によるまちの活性化を求められているとも考えられますが、働く場としての業種や内容の拡大が望まれているものとも考えるところです。

以上が町民意識調査の結果から考察した課題でございますが、「就労面」の課題としては、「多業種にわたる就労の場の確保」や「通勤のための交通手段」、「子育て環境」などにとらえております。これらの課題や要望に対応していくことにより、働く世代やこれから子どもを生み育てる世代、子育て世代の定住促進につながるものであると考えています。

次に、2点目の「特に若者の定住促進に関し、今までとって来た施策と今後重点的に何を取り組むのか」とのご質問にお答えします。

竜王町におきましては、都市計画法や農地法などの規制により、若い方に限らず、定住への意向が高い方々にあっても、現実には住宅を建てるための用地の確保が困難であるとの課題がございました。この課題に対する解決の糸口として、平成19年10月には「竜王町都市計画マスタープラン」を策定し、都市づくりのテーマに「若者をはじめ多世代が住める住宅づくり」と、そのための住宅地施策を位置づけてきています。また、具体的な施策実現に向けては、平成20年4月には市街化調整区域内での居住環境の維持・形成を目的とした「竜王町市街化調整区域における地区計画制度の運用基準」を策定し、新規住宅団地や生活利便施設の誘導を図ってきたところでもあります。

しかしながら、特に以前から若い世代の分家などの住宅用地としての要望の高かった既存集落周辺においては、集落内でのニーズの取りまとめやそれに基づく計画の策定、さらには地権者との調整など、用地の確保を図る上では難しい課題も多く、制度活用に至っていないのが現状であります。

今後におきましては、改めて制度の周知を積極的に行うとともに、地域と一体的に課題解決を図ることができる体制を整備するなど行政としても取り組みを強化する必要があり、このことは、現在策定作業を進めています第五次総合計画へも、しっかりと位置づける必要があると考えております。

また、今年度から取り組みを始めております「自治会の健康診断」などをきっかけといたしまして、それぞれの地域におきましても、地域の将来像をイメージしていただく中で、若者の視点に立ち、若者のニーズを踏まえて、改めて集落周辺土地での住宅用地のあり方を議論いただけるよう支援してまいりたいと考えています。

若者定住の促進にあたっては、用地確保に加え、地域での生活様式の変化をと

らまえながら、若者が住みたいと思うような魅力あるソフト的な対策が大変重要であると考えております。議員皆さんからの助言もいただきながら、引き続き、しっかりと進めてまいりたいと思います。以上、山田議員さんへの回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 5番、山田議員。

○5番（山田義明） ありがとうございます。回答のとおり、自治会の診断等にもマスタープラン等の説明、また地区計画等の説明もされるということでございますが、ここで町長にお伺いしたいと思います。

町の今日的な課題といたしまして、都市核づくり、あるいはインターチェンジ活用、若者定住について、前の町長より継承されまして、この2年間余り取り組んでこられたわけでございます。都市核づくりは公民館とか平和堂さんが、今、工事を着工されまして、来春には開店されるという予定でございます。また、インターの方ではアウトレットも7月に開業されて、一応課題は消化されておりますが、町の中心核であります役場の周辺に民家がないのは、やはり異常と言いますか、普通、本来ならあちこちのまちではあるわけでございます。まちの産業構造も非常に変わりまして、竜王町独自の地域主権でまちづくりをしなくてはならないのではないかと思います。でないと、このまちも衰退しますし、また過日の地域創生まちづくり特別委員会でも都市計画マスタープランの説明において、小口・綾戸の新規住宅地整備エリアの地区計画地は農地である関係上、農地法により転用許可は難しく、せつかく決まった土地利用誘導の施策方針が進まないともお聞きしておりますが、平和堂さんも来られるのですし、また、聞くところによりますと建築関係業者の方もこういった関係で打診に来られたということですが、農地転用が非常に難しく断念されたとの話も聞いております。

町長は、この10年先を見据えてまちのリーダーとしてこの件についての地元の方や国や県に、問題解決のために先頭になって動いていただくかどうかをお伺いしたいと、かように思います。以上でございます。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 山田議員さんのご質問でございますけれど、若者が定住するまち、これは非常にまちづくりの中で重要な要素であると思っております。

委員会でもお話しさせていただきましたとおり、皆さんの総意でもって、ここはやはり住宅地として将来転用をしなければならないだろうということが、町民皆さんの総意で確認できれば、それはその方向で私、全力で進めてまいります。

今、竜王町、先ほど言いましたように開発が進んできたわけでありますけれども、将来的にはバランスをやはり崩さずに、そして人口フレーム1万5,000人に向かってどういう形が真のバランスであるか、このあたりが一番大事なところではないかなという具合に思っております。その意味では、私も一生懸命勉強させていただきまして、この役場の前から、あるいは小口、あるいはこれからの土地の活用・利用につきまして取り組んでまいりたいという思いでおります。

当然、町民の皆さんのやはりご意見・ご意向をお聞きいたしながら、よりよきまちの将来に向かいたいという思いでおります。

以上、簡単でございますけれども、お答えとさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 5番、山田議員。

**○5番（山田義明）** 町長さんから、町民の皆さんの総意ということで返答されたわけでございますが、こういうマスタープランを立てるということにつきましては、町民の皆さんの代表の方がいろいろと計画されて、それなりの答申で物事は進んでいるということで、私自身はそれなりの総意ではないかと思っておりますので、また町長さん、その点よろしくご尽力お願いしたいと、かように思っております。

内閣府がこの18日に発表した大都市圏に関する世論調査では、「東京・大阪・名古屋などの大都市圏に魅力を感じる」とした人が59.4%だったそうです。若者ほど大都市に魅力を感じる人が多く、20歳～29歳では76.8%だったわけでございます。大都市が魅力的な理由としては、複数回答ですが、「交通機関が便利」が最も多く63.4%、また「物や店が豊富」が57.3%、「芸術や文化に触れる機会が多い」というのが38.7%、「さまざまな情報に触れる機会が多い」というのが36.2%など、多くの回答を占めたとのことでございますが、このことをこのまちのレベルで考えますと、役場周辺のエリアというのが非常に、整備は段々とされてきてはおりますが、それとあわせ、若者定住促進において、交通機関や買い物とかJRにつながる通勤・通学には欠かせないものでございます。

町民の意識調査でも「公共交通の充実」は必要性が高いものでした。路線バスを少しでも活用しやすくする、例えば、乗車運賃は非常に高いので安くする、あるいは運行時間帯を長くするなどによりまして利便性を高め、マイカーを利用できない年代、高校生や大学生です、特にこの年代の若者から町の不便さを定着させないためにも、公共交通の充実は欠かせないものでございます。

このような観点から、町の公共交通の充実について、今後の取り組みをお伺い

したいと思います。

○議長（寺島健一） 杼木政策推進課長。

○政策推進課長（杼木栄司） 山田議員の再々質問にお答えしたいと思います。

公共交通の充実につきましては、住民要望の中でも非常に高い関心のある課題ではございます。一方、従来型の公共交通の対応ということについては、さまざまな条件を踏まえすと大変課題の大きいものであるかと認識しております。

こういった中から、中心核の整備、さらにはいろいろな整備が進んでまいりますので、そういったことを十分配慮しながら、交通環境対策について検討を進めてまいりたいと思います。特に中心核につきましては、住民の方に寄っていただくというもう1つの課題がございますので、そういった部分についての工夫というものを引き続き検討してまいりたいと思います。

また、若者定住につきまして、特に今後取り組んでいくという部分につきましては、私どもの方としては企業誘致というような形で、雇用の場の確保ということで先ほど申し上げたところでございます。今後、企業誘致の考え方の中には、岡屋県有地の企業誘致活動が特に中心的になってくるかと思っております。今日までの自動車関連産業を有力なターゲットとして、工場の労働者系の職場が適した適地ではございますが、今後、また自動車産業の部品を開発をされるようなサプライヤーについての誘導等を考えることによって、特に高学歴な学生が勤めやすい職場をつくるというようなことも含めて、そういった企業誘致の観点も持っておるというところでございます。そういった中から、産業集積の中で町内の職場、雇用の確保の場を広げていこうといった中で、若者定住にも結びつけていきたいと考えております。

また、若者定住の中でいろいろな場面で若い人たちとお話する機会をさせていただいております。「若者定住、若者定住ということであまり縛りつけてくると、自分らはしんどい」と。ところが、「いつか帰ってこられるような場所をつくってほしい。まちの魅力を感じて、まちに長く住み続けたいという若者への機会を提供してほしい」というようなご意見をいただいております。私どもももう一度若者の視点に戻りまして、そういったことについてもまちづくりの大事なキーワードとして進めてまいりますので、引き続きまたご助言等賜りたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（寺島健一） 9番、岡山富男議員。

○9番（岡山富男） 今定例会で、私は3問の質問をさせていただきます。まず最初

に、「防犯・交通対策強化のため駐在所を交番に」ということでお願いします。

今年の町内での犯罪認知件数は、8月末で83件、犯罪率は63.2%です。また、交通事故発生件数は8月末で392件、そのうち死亡事故が2件もあり、昨年に比べまして大きく急増しています。

特に7月以後、アウトレットパークが開業して以来、犯罪・交通事故が大きく増えたと思われます。近江八幡警察署もアウトレットパーク開業後、竜王駐在所では2週間、24時間体制で3交代勤務のご協力をいただきました。

全国のアウトレットパークのある市・町では、交番が設置されていると聞いています。できるだけ早く竜王駐在所が交番に格上げされるよう、どのような活動をされたのか、お伺いいたします。また、今後の取り組みに対してもお伺いいたします。

○議長（寺島健一） 若井生活安全課長。

○生活安全課長（若井政彦） 岡山富男議員さんの「防犯・交通対策強化のため駐在所を交番に」についてのご質問にお答えいたします。

ご高承いただいておりますとおり、本町では、犯罪・事故および災害から町民の安全を確保するため、平成10年3月に「竜王町安全なまちづくりに関する条例」を制定し、町民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、関係機関のご支援をいただきながら、町民・事業者・町がそれぞれの役割を担う中で、さまざまな地域安全活動に取り組んでおります。

最近では、「自らの地域は自らが守る」を基本理念に、各地域で自主的に防災・防犯活動を進めていただいておりますが、平成14年をピークといたしまして減少傾向でありました本県の犯罪状況が一変し、本年1月からの犯罪件数の伸びが全国ワースト1位となるなど憂慮の堪えない事態となっております。そのことから、県・警察・市町・関係機関を挙げて犯罪抑止に取り組むこととしております。

本町がたくましいまちづくりの推進をめざす中で、去る7月8日に大型商業施設アウトレットパークがオープンし、連日、県内外から多くの来場者で賑わっておりますが、反面、新たな事件や事故発生への懸念も増しております。

本町の8月末の犯罪認知件数は83件で、前年より22件の増となっております。犯罪の傾向といたしましては、車上狙い・タイヤ盗などの非侵入盗が増加しているのが特徴であります。また、交通事故は8月末で400件近くにのぼり、死亡事故は2件発生しております。

6月18日から30日の間に、県内では11名が死亡し、1週間を期間として

発令される交通死亡事故多発警報を延長されるという非常事態となりました。本町では、直ちに地域安全推進協議会を中心として、事故現場などで早朝から街頭啓発に取り組んでいただいたところです。

アウトレットパークにおいては、プレオープンの7月7日と夏休み前の3連休といわれました中日の7月18日に、住民生活に支障となる渋滞が発生いたしました。そして、駐車場内では開業から8月末日までの間に38件の物損事故が発生しています。近江八幡警察署には、アウトレットパーク開業から2週間、試行的にはございましたが、駐在所を3交替による24時間体制を組んでいただき、町民の安全と安心のため力強いご支援とご協力をいただきました。そのことにより、犯罪は減少してきています。昼夜を問わず住民に見えることで、犯罪の抑止効果になったと考えているところでございます。

現在、駐在所は2名体制で町全域を管轄し、住民の安全・安心のためご尽力いただいておりますが、きわめて繁忙であり、事案の取扱い件数・負担率も、県内の交番・駐在所でも多い方であるといわれています。

いまや地方・都市、そして形態を問わず犯罪事象が発生し、いつ、どこで、何が起こってもおかしくない状況でありますことから、24時間地域住民の要請に対応いただける体制整備『交番』設置が、本町住民の緊急かつ切なる願いとして、これまでの要望を継続し、8月3日には交番設置要望書に本町自治会連絡協議会の各自治会長様の署名による要望書も添え近江八幡警察署長に、さらに9月17日には滋賀県警察本部長に要望書を添え、交番所設置の要望活動を行いました。

加えて今年度末には、庁舎周辺における中心核整備事業として商業複合施設が完成・オープンを迎えようとしておりますし、また、岡屋地先県有地にかかる整備事業など本町を取り巻く環境も日を追うごとに変化をし、それらと相まって様々な事件・事故・災害などの事象への懸念も度を増すこととなります。

そうした中、一方では、「自らの地域は自らが守る」を基本に、地域安全推進協議会をはじめ関係機関・団体等との連携と協働によりまして、一層の地域安全活動の充実と展開を図りながら、何にもかえがたい地域住民の安全・安心を何よりも重視すべきとの熱い思いで、交番所実現までさらに要望要請活動を継続してまいりたいと考えておりますので、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、「防犯・交通対策強化のため駐在所を交番に」のお答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 9番、岡山議員。

○9番（岡山富男） 今、課長の回答の中から、8月3日には近江八幡警察署、9月17日には滋賀県警の方へ、これちょっと聞きましたら、町長が行かれたというように聞いております。特に要望をされに行かれて、積極的な要望に行かれたと思います。

その中の結果、どれぐらいのことを言われたのか、私たち聞いておりませんので、そこでの対応はどういうようになったのか、感触ですね、そういうものはどうだったのか、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） ただいまの岡山議員さんのご質問でございますけど、近江八幡警察署長さんは、竜王町のこと、これはもう間違いない実態でありますけれど、近江八幡署管内ということでとらえるならば、私の担当の範囲内での取り組み事項として進めなくてはいけないようにとらまえていると。そして、進めてまいりますと、こういうご意向でございますので、竜王町としては非常にありがたいということでもあります。

本部は、これはもう予算との面がありますし、特に人員数でございます。そういったことがありますので、なかなか「はい、分かりました」とは口に出せませんと、こういう意向でございました。ただ、私は実現まで粘り強く当たってまいりたいと、こういう具合に考えております。以上でございます。

○議長（寺島健一） 次の質問に移ってください。9番、岡山議員。

○9番（岡山富男） 次の質問をさせていただきます。「町内に住宅推進を」ということで、もう他の議員さんも質問されておりますが、質問させていただきます。

町内には、松陽台・美松台・松が丘・希望が丘・さくら団地の新興住宅地がありますが、町内の人口は8月末現在で1万3,200人ですが、今日まで総合計画の中では、1万5,000人と人口増加を計画されております。

そこで、これからの企業の進出・拡大計画に対して住宅の計画や、三井アウトレットパーク従業員さんが町内に新居を構えたいと思えるようにするのに、町が住宅地施策をどのように取り組んでいるのかをお伺いいたします。

また、若者が竜王町に住みたいという声を執行部は聞いておられますが、アパート・マンションの建築について、町内では計画があるのか、お伺いいたします。

○議長（寺島健一） 村井建設水道課長。

○建設水道課長（村井耕一） 岡山富男議員さんの「町内に住宅推進を」についての

ご質問にお答えいたします。

町が住宅地施策をどのように取り組んでいるかではありますが、住宅施策全般に関連し、都市計画制度の関係から説明させていただきます。

竜王町においては、町域の大部分が市街化調整区域であることから、住宅開発に規制があります。

こういった中で、農家住宅以外の住宅の開発につきましては、都市計画法第34条第11号により、既存の市街化区域から約1kmの範囲内に存する土地の区域においては、一定の住宅が建築可能となっています。しかしながら、それ以外の区域においては、開発申請者が10年以上、その周辺に居住していなければならないなど制限があり、住宅の誘導は容易ではありません。

そこで、平成19年度に「竜王町国土利用計画並びに竜王町都市計画マスタープラン」を策定し、この中で定める地区計画制度の活用により、住宅開発につきましても一定の誘導が可能となってきました。

この地区計画制度は、都市計画法第12条の4に定められる都市計画制度であり、主として、ある一定の地区において、良好な居住環境や快適な操業環境などの地区環境を維持・整備することを目的として、地区の実情を踏まえた土地利用や、道路・公園などの地区施設・建築物の整備に関する基準を定めているものです。

そうした中、昨年度この地区計画制度を活用して、松陽台のIBMグラウンド跡地に既存の戸建て住宅地と一体的な専用住宅地として、平成22年1月20日に竜王町松陽台地区地区計画の都市計画決定を行い、住宅開発ができるように取り組んでまいりました。

アパート・マンションの建築について、町内では計画があるのかというご質問についてではありますが、現時点では、一部市街化区域内において事前の相談のみであり、具体的な計画には至っておりません。また、市街化調整区域内でのアパート・マンションの建築につきましては、制度上大変難しい面もありますが、今後において周辺の住環境、竜王町の土地利用、インフラ整備等と合わせながら、整合性がとれ、地元住民等関係者のご理解・ご協力が得られれば、地区計画制度を活用し、戸建住宅または集合住宅が建築できる地区として指定することは可能であります。以上で、岡山議員さんへの回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 9番、岡山議員。

○9番（岡山富男） もう次の質問をさせてもらいます。回答をたくさんいただいて

いますので。「発達障がいの子どもたちへの支援を」ということでお願いします。  
これは、前々回も質問させてもらいましたが、もう一度させていただきたいと思  
います。

2002年に文部科学省から、普通クラスの6%の児童が、LD(学習障が  
い)・ADHD(注意欠陥多動性障がい)・アスペルガー症候群・高機能自閉症等  
の発達障がいを持っているということが報告されていきました。発達障がいの支援  
について質問をさせていただきます。

特別支援教育の障がいのとらえ方が変わったのかということ、どうなのか。  
最近になって、高等学校が特別支援教育に取り組むようになったのか。発達障が  
いの支援を必要とするのはどのような対象者か。学校での支援体制をどのよう  
に整えるのか。特別支援教育コーディネーターの役割について。指導者と保護者と  
の連携のやり方について。二次障がいにより、不登校や不登校傾向また、反社会  
的行動を取るようになった発達障がいの生徒に対する支援について。進学・就労  
に対しての支援について。

以上、町としての取り組みをどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長(寺島健一) 富長学務課長。

○学務課長(富長宗生) 岡山議員さんの「発達障がいの子どもたちへの支援を」の  
ご質問にお答えいたします。

特別支援教育の障がいのとらえ方が変わったのか、最近になって高等学校が特  
別支援教育に取り組むようになったのか、発達障がいの支援を必要とするのはど  
のような対象者かにつきましては、いずれも関連性がございますので、一括して  
ご質問にお答えしたいと存じます。

議員ご高承のとおり、平成19年4月1日付け、19文科初第125号「特別  
支援教育の推進について」の通知において、特別支援教育の理念がうたわれてい  
ます。

その中で、「特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象だけでなく、知的な  
遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する  
全ての学校において実施されるものである。」としています。つまり、特別支援  
教育の対象者は、これまでの特殊教育の対象としてきたもののほかに、通常の学  
級に在籍している学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、高機能自閉症などの幼  
児児童生徒も対象者に含めています。

滋賀県教育委員会が行った平成21年9月1日調査によりますと、通常学級に

在籍する児童生徒で、発達障がいにより、特別な教育的支援を受ける必要があると校内委員会において判断した児童生徒の割合は、小学校では6.58%、中学校は4.24%、高等学校は1.96%となっております。この結果を見ると、学校が進むにつれてその割合が低くなっています。この要因については、一概には言えませんが、小学校からの継続した適切な支援のもとに自己理解も進み、改善してきている結果ではないかと考えられます。

ご質問の高等学校における取り組みについてですが、高校によって取り組みに差があると思われませんが、近隣にございます日野高等学校では、特別支援教育が始まった平成19年度から文部科学省の「高等学校における発達障害支援モデル事業」の研究指定を受け、現在も「教育研究開発学校」として特別支援教育に積極的に力を入れておられます。

続きまして、学校での支援体制をどのように整えるのか、特別支援教育コーディネーターの役割について、指導者と保護者との連携の取り方についての質問にお答えします。

特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒への効果的・効率的な指導を行うには、単なる学習上の配慮だけではなく、個々に応じた支援プログラムが必要となります。また、担任や保護者だけでなく、校内全教職員が共通理解のもとに適切な対応を一致してとることも大切になります。そのために「校内委員会」を設置することとしています。

また、学校園と福祉・医療等の関係機関との密接な連携や協力が必要であり、その連絡調整を行う特別支援教育コーディネーターが重要な役割を担うこととなります。そのため、本町では特別支援教育コーディネーターの2名配置を小中学校に指示し、その具体的な役割を次の5点にまとめ、指導を行っています。

第1として、学校園内の関係者や関係機関との連絡調整、保護者との関係づくりを行うこと。第2に、保護者に対する学校園の相談窓口となり、保護者を支援すること。第3に、担任教師に対して、相談に応じ助言するなど学校園側の支援を行うこと。第4に、巡回相談員や専門家チームとの連携を行うこと。第5に、校内委員会の推進および個別の指導計画の作成推進に努めることとあります。

また、推進していく上で学校園が大切にしなければならないことは、体制整備や支援方法等に加え、個々の子どもたちに寄り添った血の通う温かな支援と、将来を見通した的確な教育的支援であると指導しております。

時に保護者の思いが学校園側に受け止められていないと、教育委員会事務局に

相談等が寄せられることもあります。事情をよく尋ねてみますと、学校園と保護者との間での話し合いの不十分なケースが多くを占めています。十分な話し合いを通して、多くの場合、学校園と保護者との相互理解が深まり、指導や支援方法の改善が図られ、幼児児童生徒個々の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するための必要な支援を連携して行うことができるようになってきております。今後とも一層保護者の方々の協力を得ながら、学校の教員やその中核を担う特別支援教育コーディネーターの資質向上を図り、保護者や子どもの支援につながる取り組みを実施したいと考えております。

最後に、二次障がいにより不登校や不登校傾向または反社会的行動を取ることになった発達障がいの生徒に対する支援について、進学・就労に対しての支援について回答いたします。

発達障がいは、不登校や不登校傾向または反社会的行動等のいわゆる「学校不適応」に直接つながるものではありません。議員ご高承のとおり、学校不適応になる場合の多くに、児童生徒を取り巻く二次的な要因があり、その結果として、不登校や反社会的行動等の学校不適応等に陥るものととらえております。

そこで本町では、これまで幼児児童生徒の一次的な要因を早期に発見して、早期に支援しようと取り組みを進めています。これには、教育委員会部局だけではなく、保健福祉部局との連携を密にし、支援者同士はもちろんのこと、子どもたち一人ひとりの「顔が見える連携」を重要視しながら取り組んできております。

特に、平成20年度に発達支援室が設置され、幼児児童生徒一人ひとりの支援を長いスパンに渡り継続的に実施できるようになったことは、発達障がいの課題を持つ児童生徒にとっては有効だと考えております。

しかしながら、学校に来て教室に入りにくい、他の子どもたちとうまく関わりを持ちにくい子どもたちの存在もあり、「別室登校」や「保護者同伴登校」という方法をとっている場合もあります。

次に、進学につきましては、担任が本人や保護者の意向をもとに進学指導を進めているところです。進学した高等学校に対しましては、個別の教育支援計画により生徒対応等についての引き継ぎを行ったり、教育委員会からも高等学校に向き、進学後の情報交換に努めているところです。

また、今年の夏におきましては、教育委員会において夏季休業中に「あすなろ勉強室」を開講して、学習補充等に努めました。就労支援については福祉課が窓口になろうかと思いますが、教育委員会でも「自立支援ルーム」を立ち上げ、高

等学校を中途退学したり、なかなか職に就けない青年層の社会参加に向け事業を展開しているところでは。

しかしながら、義務教育終了後の高校生を含む青年層の発達障がい者の支援については、まだまだ緒についたところでございます。近隣市町や滋賀県下においても、支援が追いついていない現状も聞いております。今後の方向といたしましては、現行の発達支援室を核としながら、(仮称)発達支援センターへと組織の充実を図り、あわせて専門職等を配置することにより、青年期までの一貫した支援ができるものと考えております。

以上、今後ともご理解とご支援のお願いを申し上げます、回答とさせていただきます。

○議長(寺島健一) 9番、岡山議員。

○9番(岡山富男) ありがとうございます。特にどうしても気になるのが就労ですね。そのあとのそういうことが、私もこの間ちょっと湖南市の方へ、この就労のあとのことで勉強させてもらいに行きました。

その時にもやはり、会社は行っていても普段は真面目にやっておられるのですが、急に昔のことを思い出して、それに伴って手を出してしまうとか、いろいろなことが出てくるということもあるということをお聞かせしてもらいました。それに伴っての支援センターとか、そういうところにも相談をされたりとか、そういうことがあるということも聞かせてもらったり、それ以外にもやはり、先ほど課長が言われたコーディネーターでいろいろな取り組みをされているのですが、担任の先生と本人とのやり取り、これがしっかりと活かされているかどうか疑問なんです。やはり今どういうことで悩んでいるとか、そういうことがきちっと担任の教師が理解しているかということになってくると、100%じゃないかなと、半分ほかの生徒もいるので、私はなかなか無理ですとかいう感じの感覚を持っておられるというのが現実にあるかなと思います。

やはり、いくら保護者がそういうところに行っても、そこまで対応ができてない。コーディネーターがどこまでそれに近づいてもらっているかどうか難しい点があるかなと思うのです。そういうところをやっていくと、やはりそれが今度就労にもかかってくる。昔のことが出てくるということになってくると思うのです。

やはり、先ほど課長が言われたような早期発見・早期対応、小学校・中学校こちら辺でやはり止めていくべきじゃないかなと思います。それが一番重要なところ

ろかなと思うのです。そういうところをもっともっと強く入れて取り組んでもらえると、もっと少なくなってくるのと違うかなと思うのですが、そこら辺は教育長、どういうようにお考えを持っておられるのか、お願いします。

○議長（寺島健一） 岡谷教育長。

○教育長（岡谷ふさ子） 特別支援教育の推進につきましては、前々回のこの議会でもお答えさせていただいておりますけれども、考えは同じでございます、特別支援教育の充実に向けてさらに一層、竜王町といたしましても取り組んでいく必要はあると思っております。

そしてまた、現状といたしましても、各学校園に支援員あるいは別室登校指導員等々の、あるいは相談員、県費以外の町単独のそういった相談員・支援員を配置させていただいておりますので、なかなか目には見えないかも分かりませんが、かなり充実している町の取り組みであると認識しておりますので、さらにそういう方々の指導力あるいは相談力の向上によりまして、一層高まっていくようにと考えているところでございまして、全教職員の研修、またそういう相談員の研修も特別に設けまして、研修をし、指導力を高めているということが現状でございます。

それから、先ほど指摘いただきました就労の件につきましては、教育長の立場としてお答えすることはないかも分かりませんが、やはり就労・進路決定につきましては、一番難しい課題であると過去の経験から考えております。それは、就労につきましてはやはり受入体制がまだまだ一般的に充実していないということもございまして、それから、個々の子どもさんにふさわしい適切な就労先あるいは進路先の決定が非常に難しいということもございまして、そのところの学校での支援をもっと考えていくことが必要であろうと考えております。

最近では、一日体験入学とか一日職場体験というものもかなり広がってきておりますので、ぜひ担任、それから子どもさん、それから保護者、そうした方々が体験をされまして、自分がそこに合っているのかどうかということを実際に目で確かめ、身体で体験してみるということも重要なこととございまして、それからいろいろな情報をもとに決定していただくということも大切とございまして。

そういう大事な決定に一番親身を寄せて相談に乗り考えていくのが、やはり担任でございますので、担任はその重要な役割を担っていると思っておりますので、今後も教育委員会といたしましては、校内におきます担任の役割、それから特別支援教育コーディネーターの役割、それらを指導する管理職のリーダーシップという

ものにつきまして、さらに指導してまいりたいと考えておりますので、またご理解、ご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

竜王町の特別支援教育につきましては、一定、先だつての今年度の事務事業評価と点検におきましても、高く評価を受けているところがございますので、今後はその内容の一層の充実に努めさせていただきたいと思つております。お一人おひとりのお子さんの願ひがかなう、そういう教育にまで達しなければいけないと思つておりますので、よろしくご理解願ひたいと思ひます。以上、ご回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 9番、岡山議員。

○9番（岡山富男） よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（寺島健一） これをもちまして、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

（散会 午後5時59分）